



令和7年度年次報告

令和8年4月
電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、令和7年度における電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

この報告に当たっては、同年度におけるあっせん及び仲裁の状況と併せて、委員会の運営状況の透明性等確保の観点から、委員会の活動状況全般についても幅広く触れている。

具体的には、第I部に委員会の運営状況を、第II部に紛争処理の状況を、第III部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

令和8年4月23日
電気通信紛争処理委員会

（参考）委員会の年次報告に関する参照条文

- 電気通信紛争処理委員会令
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第14条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。
- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第3条 令第14条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
 - 一 あっせん及び仲裁の申請件数
 - 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
 - 三 あっせんにより解決した事件の件数
 - 四 仲裁判断をした事件の件数
 - 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	5
第Ⅱ部 紛争処理の状況	7
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	10
第1章 政策担当部局からのヒアリング	10
第2章 委員会の認知度等に関するアンケート調査	22
第3章 周知広報、利便性向上等のための取組	26
第4章 委員会に係る制度改正	28
<資料編>	
【資料1】委員会の概要	資- 1
【資料2】これまでの紛争処理の概況	資- 4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	資- 5
【資料4】紛争処理対象分野の参考資料	資- 14

第 I 部 委員会の運営状況

第 1 章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

委員会は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名（任期 3 年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条、第 147 条及び第 148 条）。

令和 7 年度においては、委員の任期（3 年）が満了したことに伴い、令和 7 年 12 月 3 日に総務大臣より以下の 5 名の委員が任命された¹。5 名のうち 1 名の委員は新任、4 名の委員は再任である。

また、同月 24 日に開催した第 258 回委員会において、委員の互選により笠井委員が委員長に選任され、三尾委員が委員長代理に指定されることとなり、委員会は新たな体制で 9 期目の活動を開始した。

令和 8 年 3 月 31 日現在の委員は、以下の 5 名である。

【委員】

令和 8 年 3 月 31 日現在

氏名	役職等	任命日
かさい ゆきひこ 笠井 之彦 (委員長)	元広島高等裁判所長官	令和 7 年 12 月 3 日新任
みお みえこ 三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和 7 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日) (第 2 期：令和 4 年 12 月 3 日 ～令和 7 年 12 月 2 日)
おがわ かよ 小川 賀代	日本女子大学理学部 数物情報科学科 教授	令和 7 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和 4 年 12 月 3 日 ～令和 7 年 12 月 2 日)

¹ 本任命は、第 219 回国会で、令和 7 年 11 月 27 日の衆議院本会議及び同月 28 日の参議院本会議において同意の議決を得て行われた。

こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授	令和7年12月3日再任 (第1期：令和元年12月3日 ～令和4年12月2日) (第2期：令和4年12月3日 ～令和7年12月2日)
なかじょう ゆうすけ 中條 祐介	横浜市立大学 国際商学部 教授	令和7年12月3日再任 (第1期：令和4年12月3日 ～令和7年12月2日)

(退任した委員)

氏名	役職等	任命期間
たむら こういち 田村 幸一	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	(第1期：令和元年12月3日 ～令和4年12月2日) (第2期：令和4年12月3日 ～令和7年12月2日)

(注) 役職等は、退任時のものである。



<辞令交付式の様子>

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令第1条）。

令和7年度においては、特別委員の任期（2年）が満了したことに伴い、令和7年11月30日に総務大臣より以下の8名の特別委員が任命された。8名のうち、2名の特別委員は新任、6名の特別委員は再任である。

令和8年3月31日現在の特別委員は、以下の8名である。

【特別委員】

令和8年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
おおたか さとる 大雄 智	横浜国立大学 経営学部長・教授	令和7年11月30日再任 (第1期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日) (第2期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
さるわたり しゅんすけ 猿渡 俊介	大阪大学大学院 情報科学研究科 教授	令和7年11月30日新任
しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院 法学研究科 教授	令和7年11月30日再任 (第1期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
しらかやま しんいち 白山 真一	宇都宮大学 データサイエンス経営学部 教授・データサイエンスセ ンター長、 公認会計士、 中小企業診断士	令和7年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第2期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日) (第3期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
すぎやま えつこ 杉山 悦子	一橋大学大学院 法学研究科 教授	令和7年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第2期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日) (第3期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
なかむら つよし 中村 豪	東京経済大学 経済学部 教授	令和7年11月30日再任 (第1期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)

みやた すみこ 宮田 純子	東京科学大学工学院 情報通信系 准教授	令和7年11月30日再任 (第1期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
やじま まさこ 矢嶋 雅子	弁護士	令和7年11月30日新任

(退任した特別委員)

氏名	役職等	任命期間
さなだ ゆきとし 真田 幸俊	慶應義塾大学工学部 電気情報工学科 教授	(第1期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第3期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日) (第4期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	(第1期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第3期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日) (第4期：令和5年11月30日 ～令和7年11月29日)

(注) 役職等は、退任時のものである。

第2章 委員会の開催状況

令和7年度は、以下のとおり10回の委員会を開催した。

会 合	日 付	議 事 等
第250回	令和7年 4月14日 ～18日	令和6年度年次報告（案） ※文書による審議（注）
第251回	6月12日	1 電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について【公開】 2 あっせん申請の受理について【非公開】
第252回	6月26日 ～27日	あっせん委員の指名 ※文書による審議（注）
第253回	7月24日	1 電気通信紛争処理委員会の認知度等に関するアンケート調査結果の概要【公開】 2 あっせん事案について【非公開】
第254回	9月19日	1 接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要【公開】 2 あっせん事案について【非公開】
第255回	11月4日	あっせん事案について【非公開】
第256回	11月27日	1 価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～【公開】 2 あっせん事案について【非公開】
第257回	12月1日	新たなあっせん委員の指名 ※文書による審議（注）

会 合	日 付	議 事 等
第 2 5 8 回	1 2 月 2 4 日	<p>1 委員長の選任【公開】 2 委員長代理の指定【公開】 3 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】 4 あっせん事案について【非公開】</p>   <p style="text-align: center;"><委員会の様子></p> <p>※ 第 2 5 8 回委員会に併せ、委員任命に係る辞令交付式が執り行われた。</p>
第 2 5 9 回	令和 8 年 2 月 1 9 日	<p>1 電気通信事業分野における市場検証（令和 6 年度）年次レポート【公開】 2 あっせん事案について【非公開】</p>

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 1 3 年電気通信事業紛争処理委員会決定第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく文書により行う審議をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定特定基地局開設者との間、ケーブルテレビ事業者と基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争等に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】、委員会設置時からこれまでの紛争処理案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和7年度中、あっせん1件の申請があり、現在処理中である。また、仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和7年度中、総務大臣からの諮問は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和7年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

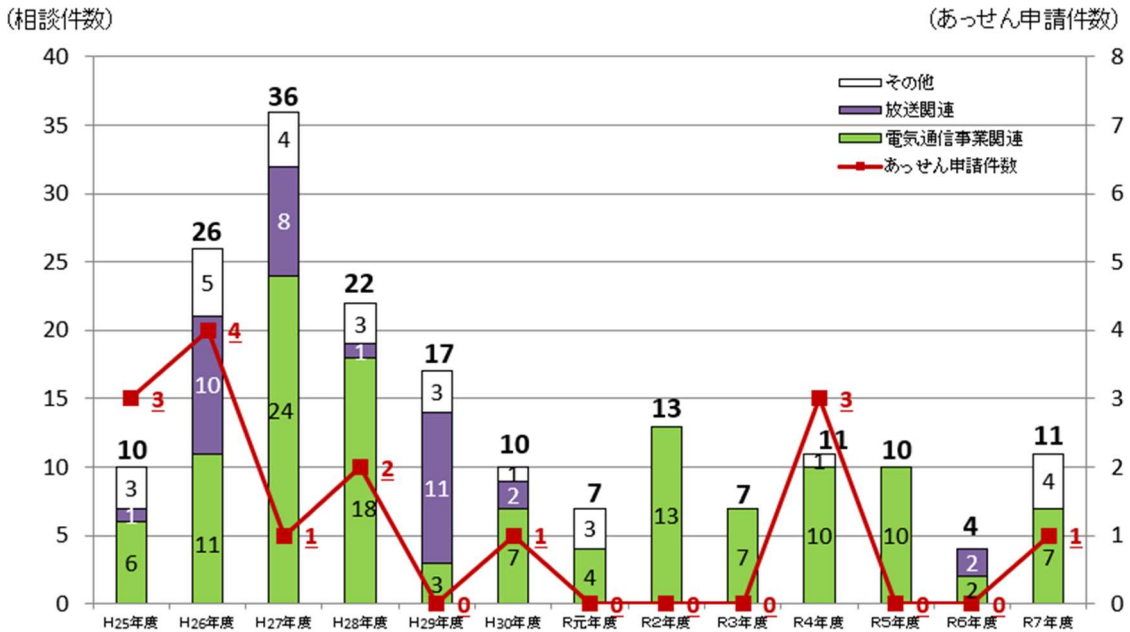
4 事業者等相談窓口における相談

令和7年度においては、事業者等相談窓口において、11件の相談を受けた（令和6年度は4件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 接続に必要な設備の設置・保守	2件
② 接続に必要な費用負担	1件
③ 接続に必要な土地・建物・工作物の利用	2件
④ 手続の照会	3件
⑤ その他電気通信に係る契約	2件
⑥ その他	1件
計	11件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数等 (平成25年度～令和7年度)



相談対応の結果については、あっせんの申請があったものが1件、手続に関する説明を行ったものが6件、その他が4件となっている。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的な紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和7年度には、委員会において次のとおり政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和7年6月12日 第251回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号。以下「改正事業法及び改正NTT法」という。）について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

改正事業法及び改正NTT法について、資料に基づき説明があった。

【法改正の背景等】

- ・ NTTの公共的な役割を踏まえ、NTTの在り方などについて、令和6年2月の情報通信審議会での一次答申を受け、同年4月の「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第20号）で措置。
- ・ さらに、令和7年2月に最終答申を受け、継続検討とされた下記の事項について、同年5月の改正事業法及び改正NTT法で措置。
 - ユニバーサルサービスの確保
 - 公正競争の確保
 - 国際競争力の確保
 - 経済安全保障の確保
 - NTTに関する規律の担保措置等

【改正事業法及び改正NTT法の概要】

① ユニバーサルサービスの確保

- ・ NTTの電話の「あまねく提供責務」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする「最終保障提供責務」を新設。
- ・ 責務を担うのは、申請により指定を受けて交付金を受ける指定事業者がいる地域ではその者、指定事業者がいない地域ではNTT東西が担い、責務の履行に当たっては、無線（モバイル網）の積極的な活用も可能。

- ・ 最終保障提供責務を履行する際、ケーブルテレビ事業者など近隣の電気通信事業者との協力に関する協定等の締結に関する協議が整わない場合等について、委員会によるあっせん・仲裁等の事務を追加。
 - ・ この改正の背景として、令和17年に維持限界を迎えるメタル回線を撤去しなければならないが、同年の時点で500万回線残る見込み。これらの利用者を早く代替サービスに移行させることが必要。
- ② NTT東西の業務範囲規律の見直し
- ・ NTT東西の本来業務を、県内通信を扱う業務に限定する県域業務規制は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和。
 - ・ NTT東西の業務規制緩和等による公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置として、累次の公正競争条件の法定化やグループ内の大規模事業者との合併をした場合は登録の更新を要することとする等の規定を整備。
- ③ 通信インフラの維持・確保
- ・ 基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う、いわゆる「インフラシェアリング事業者」について、適正・公平な利用等を担保した上で、土地等の使用に係る公益事業特権を付与。
 - ・ インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者又は土地所有者間の協議が整わない場合等について、委員会によるあっせん・仲裁等の規定を整備。
- ④ 電気通信番号制度の見直し
- ・ 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】NTTと他の電気通信事業者が、モバイル網を利用することで無線環境になれば、どの事業者がどのエリアをカバーしているか曖昧になるのではないか。各事業者のエリア把握に関するルールは定められているのか。
- 【2】メタル固定電話の回線数が令和17年に約500万残ると想定されていると思うが、今回の改正によりこの数字はどのぐらい改善される見通しか。
- 【3】ユニバーサルサービスに係る交付金について、その責務の範囲、対象者等が変わることによって、交付金の算定の考え方に何か見直しがあるか。また、近隣の電気通信事業者が負う「円滑な提供に必要な協力をする義務」について、協力の具体的範囲は定められているのか。
- 【4】グループ内事業者との合併について登録の更新において確認するとのことだが、その位置付けはどのようなものか。日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)はNTTについての一社の会社法であり、直接合併に国の承認を要する形式も可能だと思われるが、なぜ登録の更新において確認という形式を採用したのか。

【5】 インフラシェアリング事業者は電気通信事業者ではないが公益事業特権を付与されることで、電気通信事業者と同様に外資規制や経済安全保障上の問題が生じるのではないか。

<担当部局>

【1】 市町村単位でどの事業者がサービス提供しているかを一覧できる仕組みである「基礎的電気通信役務台帳」を新たに整備。

【2】 最終答申において、NTTに対し移行計画の策定を要請しており、代替サービスの内容や既存のメタル回線からの移行方法についての整理を要求。具体的な数値は、その整理の中で明らかになる見込み。

【3】 交付金の算定方法については、国民負担と事業者負担のバランスを考慮し、施行までの2年間で具体的に検討予定。協力の具体的な範囲については、現時点では定められていないが、最終保障提供責務を履行する場面ごとに設備の状況や地域状況が異なるため、ケースバイケースとなる（主に場所や設備の貸与等がメインになると想定。）。

【4】 グループ内合併に係る登録の更新制度は、電気通信事業法に基づく参入規制に関する規律であり、一定の市場シェアを持つ事業者が他の大規模事業者を吸収することによる競争への影響を防止するものであり、NTTについても、NTTに対する規制ではなく、一定のシェアを持つ事業者への競争上の規律として導入。

【5】 インフラシェアリング事業者への外資規制については、現行では外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による個別投資審査が基本。まずはその適切な運用により対応し、今後については引き続き検討。

2 令和7年9月19日 第254回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要」について、資料に基づき説明があった。

- ① モバイル接続料のさらなる適正化の推進
 - ・ 音声伝送役務とデータ伝送役務間の費用配賦見直しの検証を実施。
 - ・ 無形固定資産及び試験研究費の配賦の見直し等に対応するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則及びMVNOガイドラインを改定。
 - ・ 令和6年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保等について検討。
 - ・ 空中線設備は、鉄塔、鉄柱等とアンテナ等の割合に関する追加の検証を行い、今後の配賦方法について検討すること、番号ポータビリティ転送機能は、IP網移行により利用されなくなったため、アンバンドル機能から削除することを検討することが適当。
- ② MNOとMVNOのイコールフットイングの確保
 - ・ MVNOから要望が寄せられたMNOのサービス等について、検証を行う合理性を議論の上、検証を実施。
 - ・ NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「UQ mobile コミコミプラン+」、ソフトバンクの「Y! mobile シンプル2M」は、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っており、利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことを確認。
- ③ 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）
 - ・ 接続との代替性が不十分とされているNTT東西の光サービス卸について検証の評価を実施。
 - ・ 卸料金と接続料相当額の中長期的な連動性に関するデータ等の提出は、卸料金の透明性の向上に一定の寄与があったと評価する一方で、NTT東西による開示データの充実については引き続き検討が必要であり、今後NTT東西において今回の指摘を踏まえた情報開示を更に進めることが重要。
- ④ 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務等の協議の適正化等）
 - ・ 特定卸電気通信役務制度について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、事業者間協議の円滑化に資する追加的な措置等について検証。
 - 現時点において、追加的な制度的対応は不要。ただし、今後協議が十分に進展した等と認められない場合、追加的な措置の検討が必要。
 - NTT東西は営業費相当額に係る情報を総務省に提供し、引き続き研究会において議論することが適当。

- ▶ ひかり電話ネクストは、特定卸電気通信役務の対象から除外せず、今後、必要に応じて改めて検討が必要。

⑤ 関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法

- ・ 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合）のゲートウェイルータの利用中止費に係る経過措置について、引き続き維持すべきか検討。
- ・ NTT東西による単県P O Iの増設等が継続する見通しであり、NTT東西による単県P O Iの増設完了後に改めて経過措置の必要性を検討することが適当。

⑥ 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ 「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」を策定し、同ガイドライン公表後の取組把握のため、関係事業者へのヒアリングを実施。
- ・ 技術的又は経済的事項に係る重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じないときは、接続拒否ができるように、電気通信事業法施行規則の一部を改正。
- ・ トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しの検討等を行うことが適当。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】単県P O Iに係る経緯、背景等について教えていただきたい。

【2】（【1】に関連して、）全国につながる接続ポイントではなく、地域の事業者が、県内で接続する単県P O Iを利用することにより費用が下がったという前提か。全国P O Iから抜けた部分を他の事業者に負担させることが妥当でないため、移行措置が取られているのという理解でよいか。

<担当部局>

【1】NTT東西は、接続ポイントとして全国P O Iと単県P O Iの両方を用意しているが、県間の通信費を払わなくて済む単県P O Iの増設を推進。平成30年の電気通信事業法施行規則等の改正により、関門系ルータ交換機能の接続料の設定方法が網使用料方式に変更され、全国P O Iから単県P O Iへ移行した際の利用中止費が接続事業者全体に均等に負担を求める形。ただ、一部の事業者の移行によって他の事業者の負担が増えることは適切ではないため、利用を中止した事業者が利用中止費を負担するという経過措置を容認。単県P O Iの増設が進み事業者の移行が落ち着けば、原則どおり網使用料方式で各事業者が接続料を負担する形に戻せるという見通し。

【2】データ量・トラヒック量が多い事業者においては、NTT東西の県間接続料を支払うより、単県P O Iを利用して自前で県間ネットワークを構築した方が優れた費用対効果。I P o Eは基本的に全国につながるサービスであるため、このような大口事業者が単県P O Iを望むケースが存在。こうした

大口事業者がブロックPOIや全国POIから単県POIに移行する際、多額の利用中止費が発生するため、移行した大口事業者が利用中止費を負担せず、引き続き全国POI等を利用する事業者が広く負担する形になると、残された事業者にとっては自分たちが利用中止したわけではないのに大きなコストを負担させられることになるという不公平な状況。このため、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという経過措置を維持している。経過措置の終了時期については、NTT東西による単県POIの敷設終了時、大口事業者の単県POIへの移行状況を見ながら検討していく。

3 令和7年11月27日 第256回委員会

総合通信基盤局から「価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～」の説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～」について、資料に基づき説明があった。

- ① 携帯電話インフラの現状
- ② 終了促進措置等の状況
- ③ 価額競争の実施に向けた検討状況
 - ・ 令和7年の電波法改正及び利用意向調査の結果等を踏まえ、26GHz帯の価額競争による早期割当てに向け、価額競争の実施方法を検討。
 - ・ 26GHz帯のうち、既存の無線局との共用可能性が高い周波数帯が今回の価額競争の対象。
 - ・ 割当区域は、全国枠と地域枠を1枠ずつ設ける。
 - ・ 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、地域枠は、新規事業者・地域事業者の専用枠とする。
 - ・ 26GHz帯の価額競争の方式は同時時計オークションとする。
 - ・ 競り上げ幅は最低落札価額の20%以内の額を各ラウンドで同額ずつ引き上げる。
 - ・ 地域枠のみ暫定落札の撤回を認める。
 - ・ 最低落札価額は、周波数の経済的価値や現行の特定基地局開設料の最低金額の算定方法を基本としつつ、国内外の事情も勘案して柔軟に設定する。
 - ・ 地域枠については、割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に、経済規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定する。
 - ・ 保証金の額は最低落札価額の5%から10%程度とする。納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能とする。
 - ・ 競争阻害的な行動を抑止するため、次の3点を確保する。
 - 複数の事業者による共同入札の禁止
 - 入札者間での価額競争に関する情報交換や取決めの禁止
 - 個別入札者の特定に係る情報は非開示とする適正な情報開示
 - ・ 参加者及び落札者が満たすべき条件は、下記のとおり。
 - 現行の特定基地局開設制度の開設指針における絶対審査基準を基本としつつ、無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティ対策等、必要最小限の事項を設定。
 - 無線局の開設の期限については、機器の普及のため、認定日から一定程度の期間を設定。
 - 全国枠について、全国各地域の整備を促進するための一定の条件を設定。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】入札参加者の資格条件を満たしている者が入札した後、その周波数の2次利用は認められているか、また、利用の仕方によって周囲に悪影響を与えた場合のペナルティなどはあるか。
- 【2】最低落札価額と競り上げについては、最低価額から20%程度ということだが、入札価額が非常に高くなって、例えば特定の者に集中していくような懸念については、検討会でも検討しているのか。
- 【3】情報交換等の禁止とは、談合やカルテルの防止と同じようなことだと思われるが、仮に落札まで行い、ある程度事業をした後に、談合など違反が発覚した場合、どこまでこれが有効なペナルティになるのか。
- 【4】（【3】に関連して、）一般的な談合等の場合、談合によってある程度利益を得たであろう部分の金額を算定して課徴金などペナルティを課すなどの考え方もあると思うが、今回の場合は、なじまないのか。
- 【5】参入促進措置により、地域枠で落札した事業者を大手事業者が買収することはあり得るのか。
- 【6】26GHz帯は、幅広く中小事業者も含めて募ることが前提になっている一方、価額競争にフォーカスした形で作り上げていないか。中小事業者や新規事業者の参入障壁として、価額が上がるのが想定されるが、その対策として、地域枠における周波数の置き置きだけで対応するのか。

<担当部局>

- 【1】基本的に電波法上、2次利用は認めておらず、今回の価額競争においても同様のルールが適用される。また、他の無線システムとの干渉調整等が必要な際は、混信対策をしっかりと行うことを参加資格の条件などルールの中で策定していく。
- 【2】今回の価額競争の対象となる26GHz帯は、これから利用が進むことが見込まれる周波数帯であるため、特定の者への周波数の集中等については、今回は特に条件は設けずに、使いたい者に価額競争に参加していただきたい。一方、地域枠は、地域事業者・新規事業者向けの専用枠とし、一定の参入促進措置を講じることによって、特定の者への周波数の集中も一定程度回避できる面もある。
- 【3】談合等の不正行為が発覚した場合は、価額競争の参加資格を無効とする。価額競争終了後の落札者に対する周波数の割当ての認定の取消しも、この価額競争のルールの中で設けたい。また、保証金を返還しないという措置も併せて講じたい。

- 【4】不正行為の内容等によって講じる措置は変わってくる。課徴金はないが、価額競争でいわゆる不正な行為があった場合は、電波法に罰金等の罰則の規定があるため、そのような規定も必要に応じて適用するということが考えられる。
- 【5】地域枠で落札した事業者の大手事業者による買収も想定しており、そのような買収を禁止するルールも設けたいと考えている。例えば、大手事業者と親子関係にある事業者が、当該大手事業者のみのために落札する行為を禁止する等を検討している。
- 【6】諸外国の参入促進措置の一つに、いわゆる取り置きと呼ばれる専用枠の設定がある。今回、新規事業者・地域事業者による参入を確実に確保するという観点から、この措置を講じることとした。そこは大手事業者が応札できないため、それによって一定程度は担保されるのではないか。ただ、価額競争は今回が初めてで、また今回で終わりではないため、この結果も踏まえ、次の価額競争につなげたい。

4 令和8年2月19日 第259回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート」の説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート」について、資料に基づき説明があった。

1. 電気通信事業分野における市場検証の概要

2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

市場動向の分析に係る重点的検証項目（以下の①）、定期的・継続的に行っている実態把握の項目（以下の②から⑥まで）について検証を実施。

- ① 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響（重点的検証項目）
- ② 代替性の分析
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービス市場
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

電気通信事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づき、検証を実施。

- ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
- ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
- ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
- ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- ⑥ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認（電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認）

4. その他、電気通信事業法による市場検証の法定化、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の概要

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】ポイント経済圏についての利用者アンケートでは、メインの携帯電話の契約時にはポイント経済圏が事業者選択に影響する一方、利用継続には影響が見られなかったということだが、一旦利用を開始すると、一般的に囲い込み効果が想定されるところ、この点に関し、何らかの議論や推測がなされてい

るか。

- 【2】モニタリング結果の概要について、KDDIの事案は設備関連業務以外の業務で発生したものと承知しており、同様の不正が他の子会社等で生じる可能性について懸念している。今後、この分野を重点項目として把握・監視していく方針はあるか。
- 【3】業界では設備関連業務以外の業務の委託先としてグループ会社を選択される傾向にあるとされるが、当該傾向が、価格転嫁が進んでいないことに影響していると考えてよいか。
- 【4】個人向けの音声通話について、携帯電話の通話定額プランとLINE通話が代替的であると認識されていないと判断されたということであったが、令和5年度と6年度の間で技術面の大きな変化があったのか、あるいはアンケート結果が閾値付近であったため、数値のわずかな差によって判断が分かれたのか。
- 【5】今後、MNO3社による市場構造が中長期的にどの程度変化すると見込んでいるのか。また、その見通しの根拠としては、従来のシェアに基づいた結論なのか、他の要因はあるか。
- 【6】国際競争力の強化に向け、総務省として何らかの取組を促す予定があるのか。また、国際競争力強化の影響については、どのような指標で検証される予定なのか。

<担当部局>

- 【1】アンケート結果については、単年の結果であるため精緻な議論には至っていない。利用者の属性によって受け止め方が異なる可能性が示唆されるため、今後継続的に見ていくことで中長期的な見方も出てくるのではないかと。
- 【2】電気通信事業法では、電気通信事業に係る管理に関する規定を設け、ガバナンスを確認する体制を制度上も担保している。まず各社における適切性の確保に関する取組状況をフォローすることが重要と考える。電気通信事業に係る業務委託や業務の適正性についても継続的に確認することは重要であるため、情報通信行政・郵政行政審議会での議論も踏まえつつ、引き続き適切にフォローしていく。
- 【3】特定の委託先が問題ということではないが、業界の商慣行により、代理店や通信設備建設事業者など様々な委託先が存在しており、こうした実態を踏まえその委託の透明性を確保することが重要と考える。各社からの報告も踏まえつつ、業界全体として価格転嫁対策を進める必要があり、情報通信行政・郵政行政審議会での議論を通じて適正な価格転嫁の取組を進めていきたい。
- 【4】令和5年度と6年度の間で技術的に大きな変化があったとは認識しておらず、判断の差はおそらくアンケート結果の数値によるものと思われる。サービス内容や価格設定の変化によっても利用者の認識が変わる可能性もあ

るため、継続的に、また精緻な条件を付して精査する必要性についても整理していききたい。

【5】 中長期的な変化は、環境次第で変わり得るものの、緩やかな変化が続くと見込まれる。要因として、価格競争が依然激しく、各社が他社に追随する状況が続いているため、MNO 3社による市場構造に劇的な変化があるとは捉えていない。他方、サービスや品質等が競争環境に影響する可能性もあるため、今後も動向を注視していききたい。

【6】 国際競争力の強化は重要な課題と認識しており、総務省としては、研究開発資金に対する支援や事業者の海外展開の促進のための様々な支援に取り組んでいる。国際競争力に関する具体的な指標については、来年度の評価に向けて検討中であるが、政府全体の成長戦略等と足並みを揃えつつ指標の検討を進めていききたい。

第2章 委員会の認知度等に関するアンケート調査

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した、委員会の認知度等に関するアンケート調査の結果概要について、令和7年7月24日に開催した第253回委員会において、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的等

(1) 目的

委員会の認知度を把握するとともに、その認知度、利用向上に向けた方策を検討する。

(2) アンケート対象

地方電気通信事業者※¹（108社）、三号事業者※²（109社）、MVNO（39社）

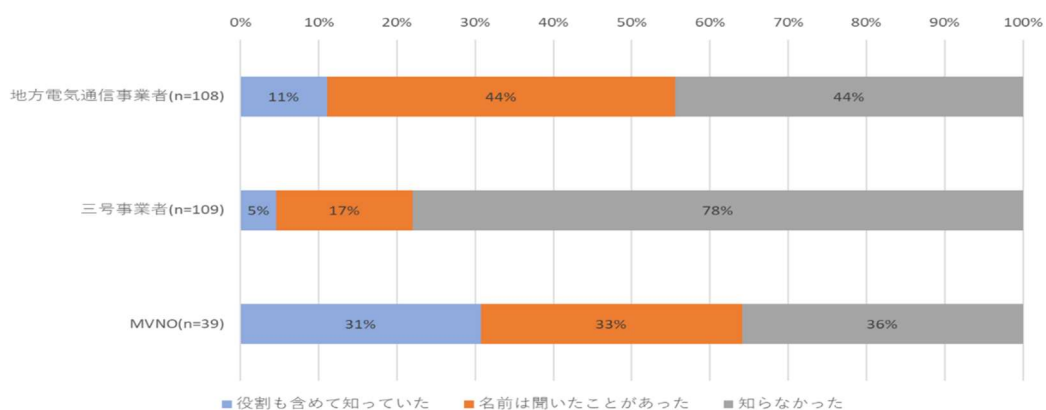
※1：東京近辺（一都三県）以外の地域に本社を置くISP・CATV事業者

※2：「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」を営む者（例：配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業者（コンテンツ配信事業者））

2 調査結果

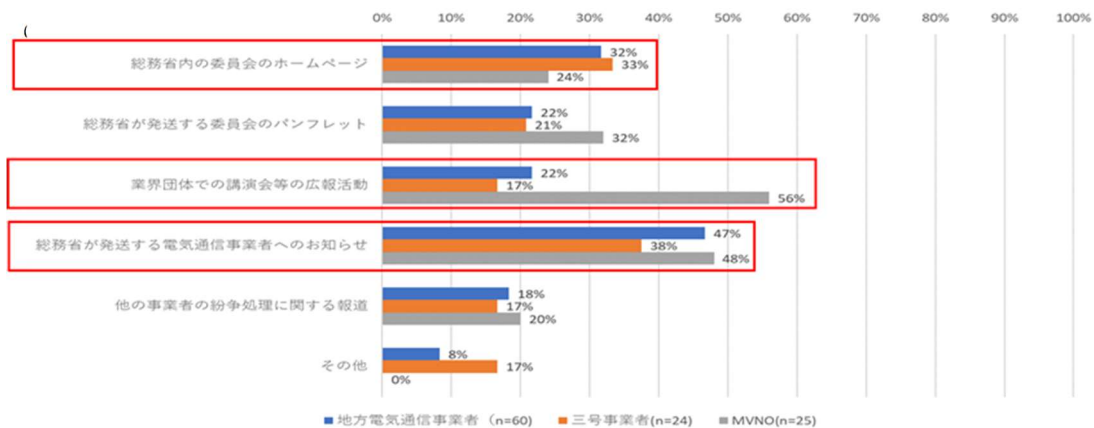
(1) 委員会の認知度

- 委員会の「役割も含めて知っていた」又は「名前は聞いたことがあった」の回答割合の合計は、MVNOが60%強、地方電気通信事業者が50%強であるのに対し、三号事業者は20%程度にとどまる。



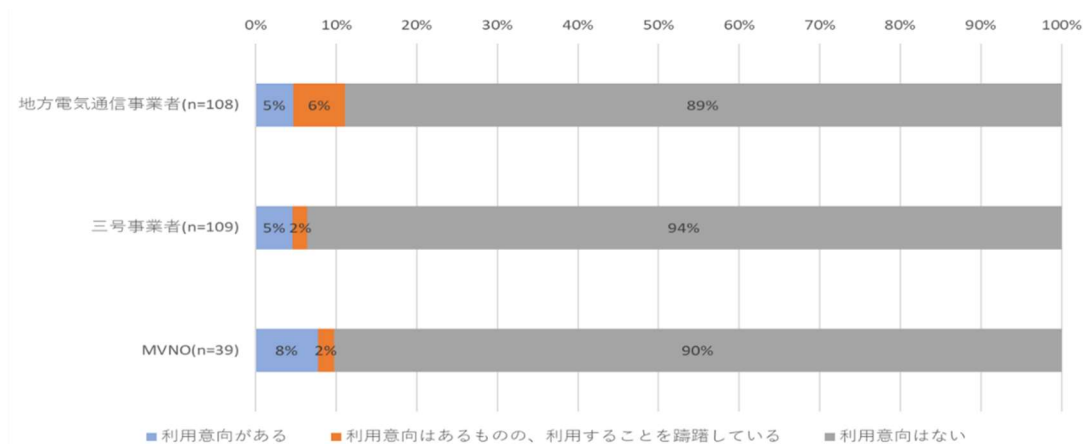
(2) 委員会を知った経緯

- 地方電気通信事業者及び三号事業者は「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」、「総務省内の委員会のホームページ」の順で回答割合が高いが、MVNOは「業界団体での講演会等の広報活動」、「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」の順で回答割合が高い。
- 以上の結果については、「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」は総務省から連絡が取れる届出電気通信事業者に広く送付されているものであること、MVNOは過去の業界団体の会合において、委員会事務局から多く説明を行っていることが反映されている可能性がある。



(3) 委員会の利用意向

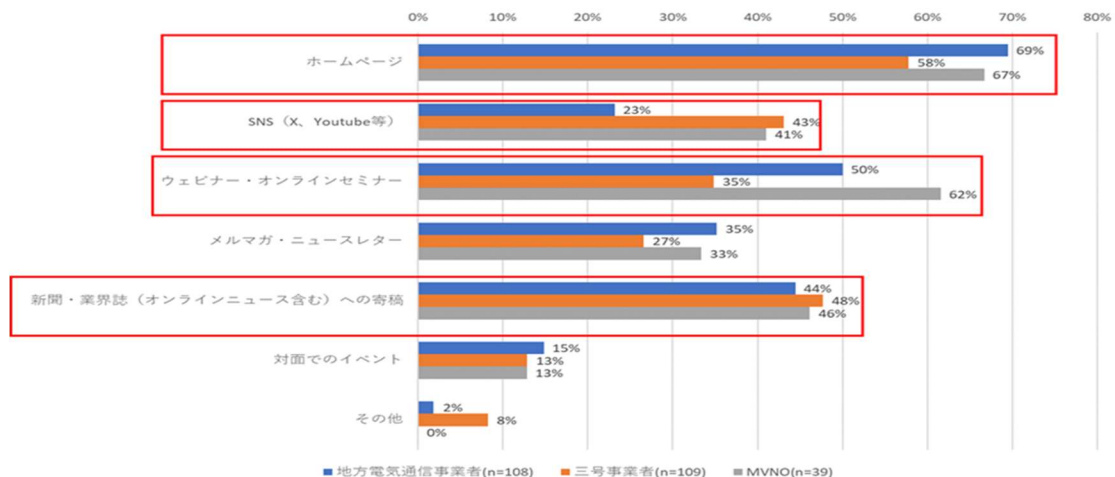
- 「利用意向がある」又は「利用意向はあるものの利用することを躊躇している」の回答割合の合計が、地方電気通信事業者及びMVNOでは10%程度、三号事業者では7%存在。
- このうち、地方電気通信事業者については、「利用意向はあるものの利用することを躊躇している」の回答割合が他の業態と比べやや高くなっている。
- 委員会の利用意向がない理由の大半は、紛争が発生していない等、利用の事由自体が存在しないことに起因するものであるが、委員会に対する理解が深まれば利用につながるような回答も一定数存在。



地方電気通信事業者		三号事業者		MVNO	
分類	自由記述の内容	分類	自由記述の内容	分類	自由記述の内容
紛争・問題が発生していない(14)	<ul style="list-style-type: none"> 現状特に問題がないため ・今と、紛争等が発生していない 	紛争・問題が発生していない(11)	<ul style="list-style-type: none"> 利用する事案がない ・現状、紛争が発生しておらず、利用する内容がない ・トラブルが発生していない 	紛争や相談の必要がない(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん・仲裁、相談が必要な事象がないため ・紛争に当たる事項がないため
利用対象案件が存在しない(10)	<ul style="list-style-type: none"> 利用する案件がないため ・現在対象とする事案がない 	必要性を感じていない・困っていない(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を感じる状況が発生していない ・現状特に困っていることはない 	認知していない・選択肢になかった(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用してみようと思いつかなかったため ・存在を知らなかった
必要性を感じない(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を感じなかった ・必要になったことがないため ・困っていないため 	制度・利用条件が不明(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・何をしてくれるか理解できていない ・どのような場合に利用できるのか想像がつかない ・よくわかっていないため、さらに情報収集をしてから検討したい 	機会があれば利用(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・機会があれば利用したい ・今後L2接続等の直接契約を行う場合は利用を検討したい
委員会に対する認知・理解不足(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会に対する知識がない ・わからないから 	対象外・担当外(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業務範囲では当てはまらない ・サービスを終了したため 	サポート内容が不明(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に何をしてもらえるか不透明

(4) 委員会の認知度向上・利用促進に向けて有効とされる情報発信手段

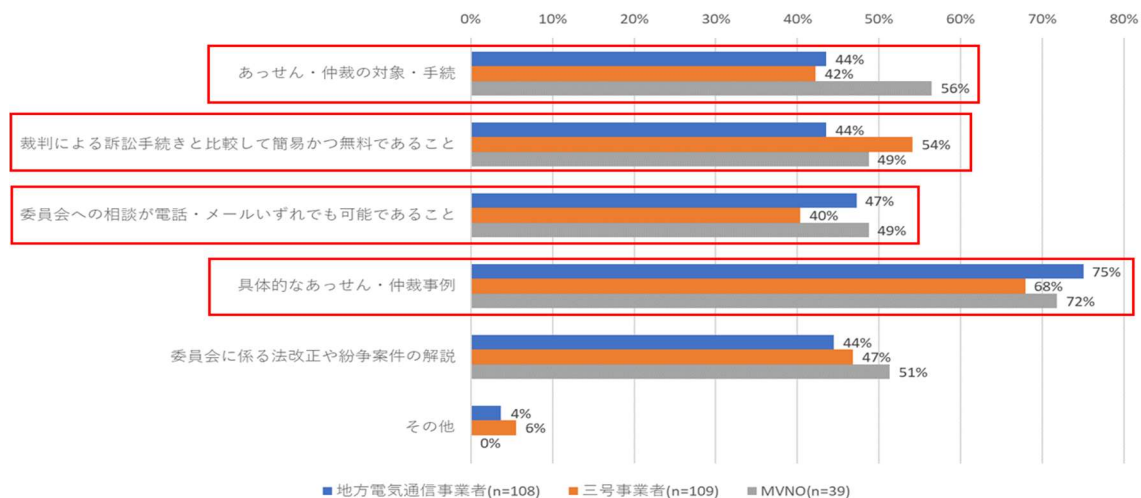
- ・地方電気通信事業者、三号事業者及びMVNOともに「ホームページ」の回答割合が最も高い。
- ・これに、地方電気通信事業者及びMVNOは「ウェビナー・オンラインセミナー」が、三号事業者は「新聞・業界紙（オンラインニュース含む）への寄稿」、「SNS（X、YouTube）等」が各々次ぐ。



(5) 委員会の認知度向上・利用促進のために情報発信すべき内容

- ・地方電気通信事業者、三号事業者及びMVNOともに、「具体的なあっせん・仲裁事例」の回答割合が最も高い。
- ・これに、地方電気通信事業者は「相談が電話・メールいずれでも可能であること」が、三号事業者は「裁判による訴訟手続きと比較して簡易かつ無料であること」、MVNOは「あっせん・仲裁の対象・手続」が各々次ぐ。
- ・以上の結果については、地方電気通信事業者は委員会所在地から遠方に所在すること、三号事業者は委員会認知の低さ、MVNOは委員会利用を念頭に

おいた具体的な情報へのニーズが反映されている可能性がある。



※ 図表は第253回委員会（令和7年7月24日）事務局説明資料からの抜粋

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 事業者団体との連携、顔の見える周知

令和7年度においては、顔の見える周知を更に強化することとし、前年度に増して、事業者団体と連携して、事務局職員が、各団体開催の会合において委員会業務の説明等を積極的に行った。

(1) 全国規模の事業者団体との連携

(一社)テレコムサービス協会と連携し、令和8年2月4日に開催された同協会の第46回MVNO委員会において、電気通信事業者(MVNO)に対し、委員会の機能やあっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況、事業者等相談窓口、紛争処理機能の拡充に係る制度改正、最新の紛争処理事案など委員会の最新動向について説明を行うとともに、情報交換等を実施した。さらに、MVNO委員会には事務局職員が継続的に参加し、より円滑に情報交換や相談等を行える関係の構築等に努めた。

(2) 首都圏以外の事業者団体支部との連携

首都圏以外の事業者団体支部と連携し、各団体開催の会合において、委員会の業務について説明を行うとともに、情報交換を実施するなどした。

実施日・場所	説明を行った会合の名称
令和7年 5月21日 広島県広島市	(一社)日本テレコムサービス協会中国支部通常総会
令和7年 6月 5日 愛知県名古屋市	(一社)日本テレコムサービス協会東海支部通常総会
令和7年10月23日 愛媛県新居浜市	(一社)日本ケーブルテレビ連盟四国支部オータムセミナー2025 (オンライン講演)
令和7年11月25日 沖縄県糸満市	(一社)日本ケーブルテレビ連盟九州支部トップセミナー2025 in 沖縄

2 電気通信事業者等への幅広い周知

委員会の扱う紛争の範囲及び当事者が多様化している中であって、より多くの電気通信事業者等に対する委員会活動の幅広い周知に取り組む必要があるため、令和7年度においては、積極的に総務省公式SNSを活用し、委員会の模様や相談窓口等について紹介を行うことで周知活動の強化を図った。

また、電気通信事業を営むため電気通信事業法の規定により総務大臣に届出をした全国の電気通信事業者に対して、所管部局に依頼して、委員会の機能や相談窓口等を記載した資料の送付を令和7年度においても継続して行った。加えて、委員会業務に関連する主な事業者団体に対しても、事務局から、同様に委員会の機能等を周知する資料を送付した。

3 総合通信局等と連携した周知

地方の電気通信事業者等における委員会の認知度向上を図る上で、総務省の地方支分部局である総合通信局等が果たす役割は大きいことから、総合通信局等と連携した周知にも積極的に取り組む必要がある。

このため、令和7年度においても、総合通信局総務課長等会議等、様々な機会を捉え、総合通信局等に対し、委員会の周知用リーフレットの各管内電気通信事業者等へのより積極的な展開や、その事業者等に対する委員会業務の周知機会の更なる設定などについて、重ねて協力依頼を行った。

加えて、総合通信局等のメールマガジン等への委員会情報の掲載を行ったほか、総合通信局等が参加するセミナーにおいて委員会のリーフレットの配布や委員会業務の説明を実施した。さらに、総合通信局等の管轄区域ごとに情報通信分野の産・学・官が参画して設立された情報通信懇談会等の会員向けメールマガジンへの委員会情報の掲載を行うなど既存のネットワークを積極的に活用し、幅広い関係者に対して効果的な情報発信を行った。

4 学界と連携した周知

情報通信学会と連携し、令和8年3月24日に開催された同学会2025年度第2回情報通信経済法学研究会において、同学会会員等に対して、委員会の設立からの経緯、機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況・事案等、委員会業務の説明等を行った。

第4章 委員会に関する制度改正

令和7年5月、第217回国会で成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」(同月28日公布)により、次のとおり委員会の業務範囲が拡大されることとなった。

これを踏まえ、拡大される業務ごとの施行の日までに、委員会決定等の整備を行うべく準備を進めている。

(1) 認定鉄塔等提供事業（インフラシェアリング事業）に係る紛争処理（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

本改正により、鉄塔等提供事業者（電気通信事業用の鉄塔等を携帯電話事業者等に提供する事業を行う者）が、総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法（昭和26年法律第219号）の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができることとなる。

この総務大臣の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者と携帯電話事業者等（回線設置電気通信事業者）の間において、電気通信事業用の鉄塔等を提供する役務（認定鉄塔等提供役務）の提供に関する契約の締結に当たり、次の①～③についての当事者からの申請によるあっせんに係る事務及び次の③についての当事者双方からの申請による仲裁に係る事務が委員会に追加される。

- ①当該認定鉄塔等提供事業者が協議に応じないとき
- ②当該協議が不調であるとき
- ③当該契約の締結に関して当事者が取得・負担すべき金額又は提供条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき

また、認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定等に係る諮問に対する審議・答申に係る事務が委員会に追加される。

(2) 最終保障提供責務に係る紛争処理（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

本改正により、電話及びブロードバンドに係る基礎的電気通信役務の提供について、複数の事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務が設けられることとなる。これにより、この責務に基づき提供される基礎的電気通信役務（以下「最終保障電気通信役務」という。）の提供場所の近隣電気通信事業者には最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をする義務が課される一方で、基礎的電気通信役務の提供をする他の電気通信事業者がいないとき

には最終保障電気通信事業者が当該提供の義務を負うこととなる。

この最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間において、最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力に関する協定等の締結に当たり、次の①～③についての当事者からの申請によるあっせんに係る事務及び次の③についての当事者双方からの申請による仲裁に係る事務が委員会に追加される。

- ①当該近隣電気通信事業者がその協議に応じないとき
- ②当該協議が不調であるとき
- ③当該協定等の締結に関して当事者が取得・負担すべき金額又は協力の条件
その他協定等の細目について当事者間の協議が調わないとき

また、最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令及び最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定に係る諮問に対する審議・答申に係る事務が委員会に追加される。

資 料 編

	ページ
【資料1】 委員会の概要	資－ 1
【資料2】 これまでの紛争処理の概況	資－ 4
【資料3】 これまでの紛争処理終了案件の一覧	資－ 5
【資料4】 紛争処理対象分野の参考資料	資－ 14

委員会の概要

1. 委員会の設置・組織

■委員会の設置

- 平成13年(2001年)11月、電気通信事業法の改正により、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置（⇒設置当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」）

（紛争処理機能の拡充）

平成20年(2008年)4月	電波法の改正により、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加
平成23年(2011年)6月	放送法の改正により、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間における再放送同意の協議が不調となった場合の①委員会によるあっせん・仲裁や②裁定を委員会への諮問事項に追加（⇒「電気通信紛争処理委員会」に名称変更）
令和4年(2022年)10月	電波法の改正により、携帯電話用周波数の再割当を行う場合において、事業者間の終了促進措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加
令和5年(2023年)6月	電気通信事業法の改正により、特定卸電気通信役務に関する契約締結の協議の不調となった場合における協議開始・再開命令等を委員会への諮問事項に追加

■委員・特別委員

- 委員会は、通信・放送事業者等との紛争事案を専門的に取り扱うため、委員5人をもって組織
- 委員の他に、あっせん・仲裁に参加させ、または裁定や命令に係る諮問、大臣への勧告に係る審議について専門的見地から調査審議させるため、特別委員を設置

電気通信紛争処理委員会

	委員	特別委員
人数	5人	8人
職区分	非常勤特別職国家公務員(2人以内は常勤可)	非常勤一般職国家公務員
資格	電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者	
任命	両議院の同意を得て、総務大臣が任命	総務大臣が任命
任期	3年(補欠は残任期間。再任可)	2年(再任可)
罷免	両議院の同意を得て可	—
議決権	あり	なし

事務局

- 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を設置
- 事務局は、通信・放送事業者等の監督を担当する部局から独立し、専門性・中立性を確保

2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

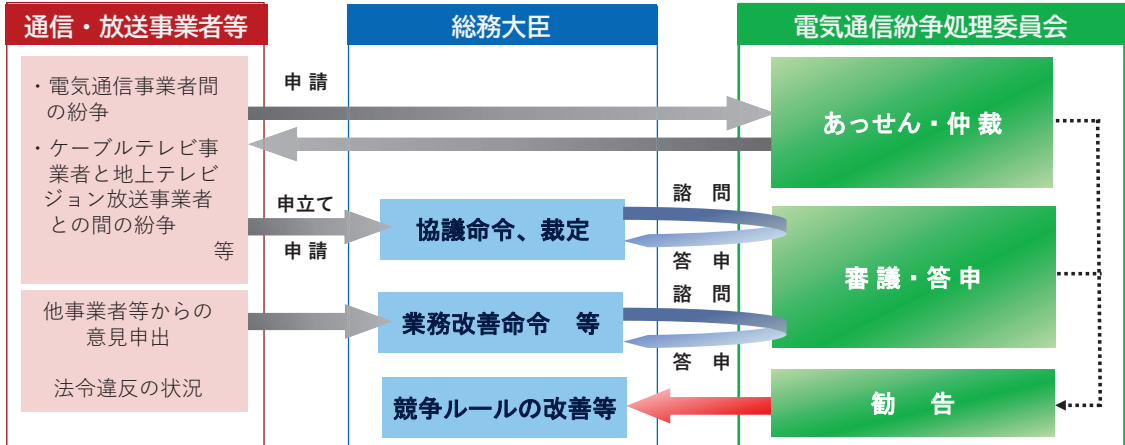
電気通信事業者間の接続や卸役務の契約等に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施

諮問に対する 審議・答申

総務大臣が、電気通信事業法に基づく接続協定に関する協議命令や裁定、業務改善命令、放送法に基づく再放送の同意に関する裁定などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申

勧告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告



相談

事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応

3. 紛争の種類と紛争処理手続

協議の種類		協議が不調のときの紛争処理手続		
当事者	協議の内容	委員会	総務大臣	
		あっせん 仲裁	協議命令又は 協議認可	裁定
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第35条第1項から第4項まで・第154条第1項・第155条第1項)	○	○ (協議命令)	○
	○ 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第38条第1項・第156条第1項)	○	○ (協議命令)	○
	○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第39条・第156条第2項)	○	○ (協議命令)	○
	○ 特定卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第39条)	○	○ (協議命令)	○
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	○	○ (協議命令)	○
	○ コンテンツ配信事業者等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項)	○	○ (協議命令)	○
認定電気通信事業者と土地・工作物の所有者・使用者との間	(※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (電気通信事業法第164条第1項第3号)	○	○ (協議命令)	○
	○ 他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用 (電気通信事業法第128条第1項・第129条第1項)	○	○ (協議命令)	○
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 線路の移転その他支障の除去に必要な措置 (電気通信事業法第138条第3項)	○	○ (協議命令)	○
	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項・第144条第1項)	○	○ (協議命令)	○
無線局(※)を開設・変更しようとする者と他の無線局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の38第1項及び第4項)	○	○ (協議命令)	○
	(※) 電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る。 (電波法第27条の38第1項)	○	○ (協議命令)	○
新たに周波数の割当てを受けた認定特定基地局開設者と当該周波数を現に使用している無線局の免許人等との間	○ 終了促進措置に関する契約 (電波法第27条の38第2項及び第4項)	○	○ (協議命令)	○

注:「協議命令」、「協議認可」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。その他、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われるものとして、電気通信事業者に対する業務改善命令等がある。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは？

- 相談は、委員会のあっせん手続や仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付けている。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付けている。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間]平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp



これまでの紛争処理の概況

資料 2

1 あっせん 72件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (8件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (2件)
- 「地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 12件

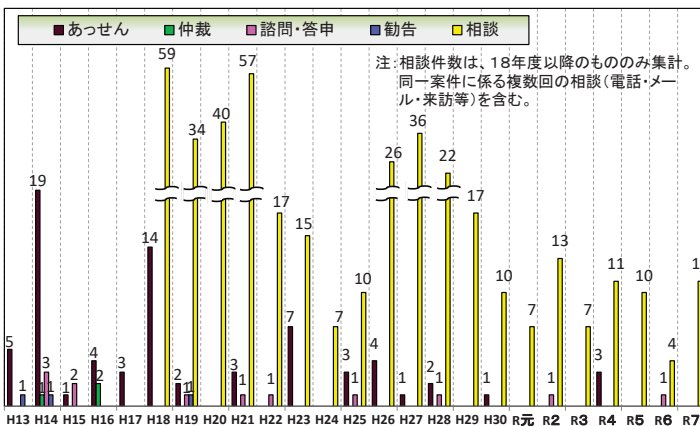
- 業務改善命令 (3件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (4件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送の同意に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

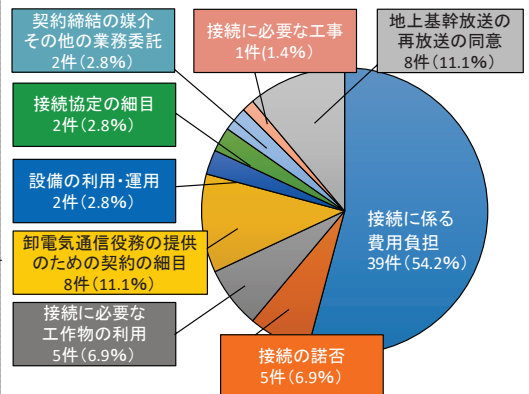
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注1:当事者間の協議により解決した事件19件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
 注2:申請取下げ・打切り後に当事者間の協議により解決した事件を除く。
 注3:他方当事者があっせんに拒否したため、委員会があっせんに適さないことと認め、これを行わないこととした事件。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT東日本※1		
平成16年(争)第3号・第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本 NTT西日本※2		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による(株)NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	(株)NTTドコモ		

※1 東日本電信電話株式会社(現・NTT東日本株式会社)をいう。以下同じ。

※2 西日本電信電話株式会社(現・NTT西日本株式会社)をいう。以下同じ。

(2) 接続に係る費用負担(接続料及び網改造料等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号・第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第2号・第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社		
	C社		
平成18年(争)第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争)第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争)第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	(株)NTTドコモ	(株)NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争)第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)による(株)NTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打切り
	(株)NTTドコモ		
平成23年(争)第3号・第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第7号・第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社		
	C社		

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争)第1号・第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社		
	C社		
	B社		

(4) 接続に必要な工作物の利用(コロケーション等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争)第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争)第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT東日本		
平成14年(争)第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT西日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT東日本のMDFの利用	合意により解決
	NTT東日本		

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	NTTコミュニケーションズ(株)	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
令和4年(争)第1号~第3号 R4.7.8 申請 R4.11.18 終了	A社等	B社	A社等によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案を踏まえ、両当事者間で合意が成立

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)		
平成30年(争)第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社	B社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市(松阪市ケーブルシステム)	松阪市(松阪市ケーブルシステム)によるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <参考>本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打ち切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、(株)NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <参考>本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがなされていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、(株)NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <参考>本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <参考>本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諮問 R2.6.12 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、(株)NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定(令和元年11月15日申請)
令和6年6月27日 電委第33号 R6.3.22 諮問 R6.6.27 答申	(株)NTTドコモからの申請を受けた、Coltテクノロジーサービス(株)の電気通信設備との接続に係る裁定(令和5年1月31日申請)

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本 ^{※1} の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

※1 東日本旅客鉄道株式会社をいう。

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定) [※]

※ 総務大臣裁定後の経過

- ・H25. 8. 9: (株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。
- ・H27. 2. 25: 総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。
- ・H27. 6. 2: (株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。
- ・H29. 12. 7: 東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。
- ・H30. 9. 6: 最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- ・H30. 9. 21: 総務大臣が裁定手続きを再開。
- ・H30. 10. 25: 讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。
- ・H31. 1. 8: (株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。
- ・R 3. 1. 15: 総務大臣が(株)ひのきの審査請求を棄却。

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <参考>本勧告の関連事案 イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <参考>本勧告の関連事案 平成電電(株)からの申請を受けた、(株)NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 <参考>本勧告の関連事案 日本通信(株)からの申請を受けた、(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

紛争処理対象分野の参考資料

1 電気通信事業関係

1-1～1-21 規律

1-22～1-36 実態

2 電波の利用関係

2-1～2-3 規律

2-4～2-6 実態

3 放送の業務関係

3-1～3-5 規律

3-6～3-8 実態

本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業関係（規律）

- 1-1 現行の電気通信事業法による規律の概要
- 1-2 電気通信事業に関する制度の変遷
- 1-3 現行のNTT法の枠組み
- 1-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- 1-5 指定電気通信設備制度の枠組み
- 1-6 指定電気通信設備の範囲
- 1-7 接続義務・接続拒否事由
- 1-8 NTT東西の接続料の算定方式
- 1-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- 1-10 令和8年度の音声接続料について
- 1-11 加入光ファイバの接続料
- 1-12 加入光ファイバ接続料の推移
- 1-13 モバイル接続料の推移
- 1-14 卸電気通信役務と接続の違い
- 1-15 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- 1-16 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- 1-17 MVNOガイドラインの概要
- 1-18 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- 1-19 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドラインの概要
- 1-20 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- 1-21 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

1-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（固定系）	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（移動系）
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録（①端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置の区域が一の都道府県の区域を超える場合） 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出（利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要） 【外資規制】 なし（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）	
	料金・約款規制	原則として自由 【基礎的電気通信役務※1（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務（※2）】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務（※3）】 プライスキャップ規制（上限価格規制）
利用者保護	事業休止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者（NTTドコモビジネス及びNTTドコモ）との間の禁止行為】 ・役員兼任 等 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定（NTTドコモを指定） 【禁止行為】 同左

（※1）基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度

【ユニバーサルサービスの範囲】

電話のユニバーサルサービス：加入電話（加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む）、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報ブロードバンドのユニバーサルサービス：FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス（HFC方式）、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

【ユニバーサルサービス交付金制度の概要】

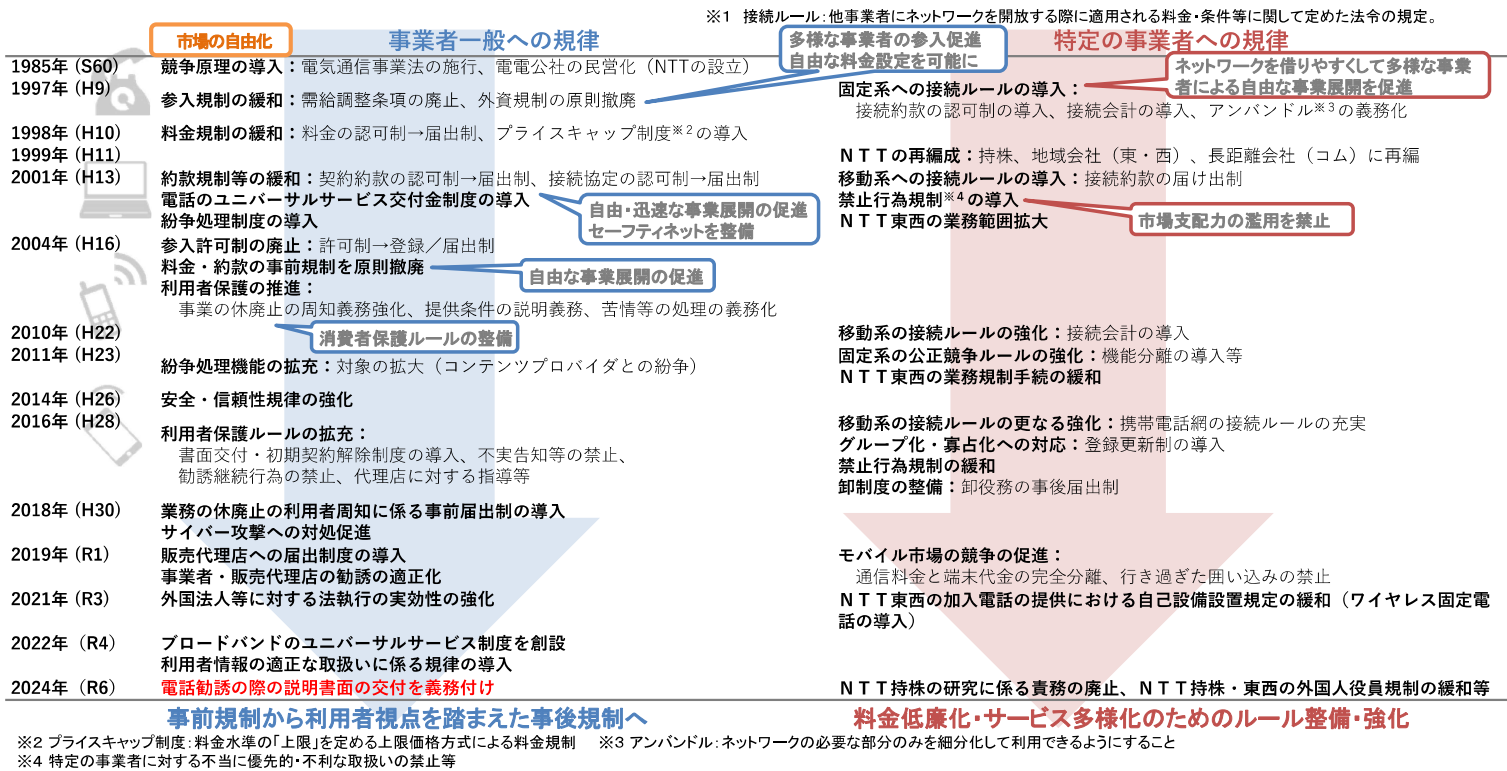
負担対象の電気通信事業者から徴収する負担金を原資とする交付金を交付することで、電話及びブロードバンドサービスのユニバーサルサービスへの提供に要する維持管理費用の一部を補填

（※2）指定電気通信役務＝第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、他の電気通信事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務：NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話等

（※3）特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務：NTT東西の加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金、通話料・通信料）等

1-2 電気通信事業に関する制度の変遷

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。



1-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社※1 (持株会社)	東日本電信電話株式会社※2、 西日本電信電話株式会社※3 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇外国人代表取締役の禁止、役員3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人代表取締役の禁止、役員3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

※1 NTT株式会社、※2 NTT東日本株式会社、※3 NTT西日本株式会社

1-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定設備設置事業者): NTT東西
- ② [移動通信市場] 二種指定設備設置事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア25%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定するグループ内の事業者(特定関係法人※)に対する不当に優先的な取扱い

※ NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社NTTデータ、株式会社NTTPCコミュニケーションズ、NTTメディアサプライ株式会社

1-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	業務区域ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(06年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及び当該回線を用いて電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
卸関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務
利用者料金関連規制	<p>指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 <p>特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■ 電気通信事業会計の整理義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■ 電気通信事業会計の整理義務

1-6 指定電気通信設備の範囲

第一種指定電気通信設備の指定内容

交換等設備	① 第一種指定端末系交換等設備(固定端末系伝送路設備を直接収容するもの)
	② 第一種指定中継系交換等設備(端末系交換等設備以外の交換等設備)
伝送路設備	③ 固定端末系伝送路設備(終端装置、屋内配線設備等を含む。)
	④ 第一種指定市内伝送路設備(端末系交換等設備が設置されている建物間に設置されるもの)
	⑤ 第一種指定中継系伝送路設備(端末系交換等設備が設置されている建物と中継系交換等設備が設置されている建物との間に設置されるもの)
	⑥ 中継系交換等設備が設置されている建物間に設置されるものであって、専ら異なる都道府県間の区画間の通信を行うもの
その他	⑦ SIPサーバ
	⑧ セッションボーダコントローラ
	⑨ ENUMサーバ
	⑩ IP電話用DNSサーバ
	⑪ 付随設備(接続用伝送路設備等を含む。)
	⑫ 公衆電話機

※県間通信に用いるものについてはIPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	① 第二種指定端末系交換設備(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの)
	② 第二種指定中継系交換設備(第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの) ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。
伝送路設備	③ 第二種指定中継系交換設備相互間に設置される伝送路設備
	④ 第二種指定端末系無線基地局(特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備)
	⑤ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換局(第二種指定端末系交換設備が設置されている建物)との間に設置される伝送路設備
	⑥ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換局(第二種指定中継系交換設備が設置されている建物)との間に設置される伝送路設備
その他	⑦ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(③～⑧に掲げるものを除く。)

1-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(法第32条第1号)

【例】

- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
- ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について**適正な品質の保持が困難**となる時(逐条解説)
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じるにより、当該MVNOのシステムが当該**MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
- ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該**MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該**MNOにおける周波数の不足等**により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき(法第32条第2号)

【例】

- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において**電気通信回線設備の保持が経営上困難**になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
- ✓ 接続を拒否するためには、**客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない**(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき(法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき(施行規則第23条第1号)

【例】

- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が**接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれ**を払拭するための**預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合**は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき(施行規則第23条第2号)

【例】

- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、

かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(施行規則第23条第3号)

【例】

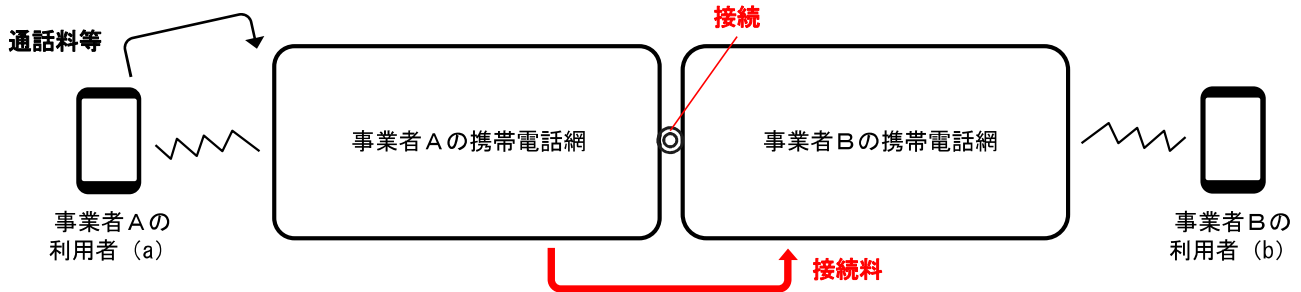
- ✓ 着信側事業者と利用者との間の着信インセンティブ契約等の重大な接続協定違反があり、発信側事業者がその改善を求めても、着信側事業者が応じない場合

【参考】電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)。

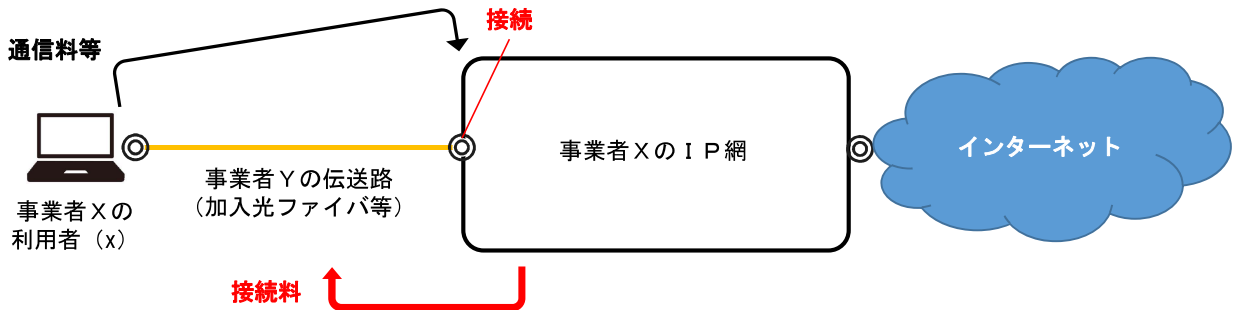
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図 (a) から (b) の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図 (x) からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



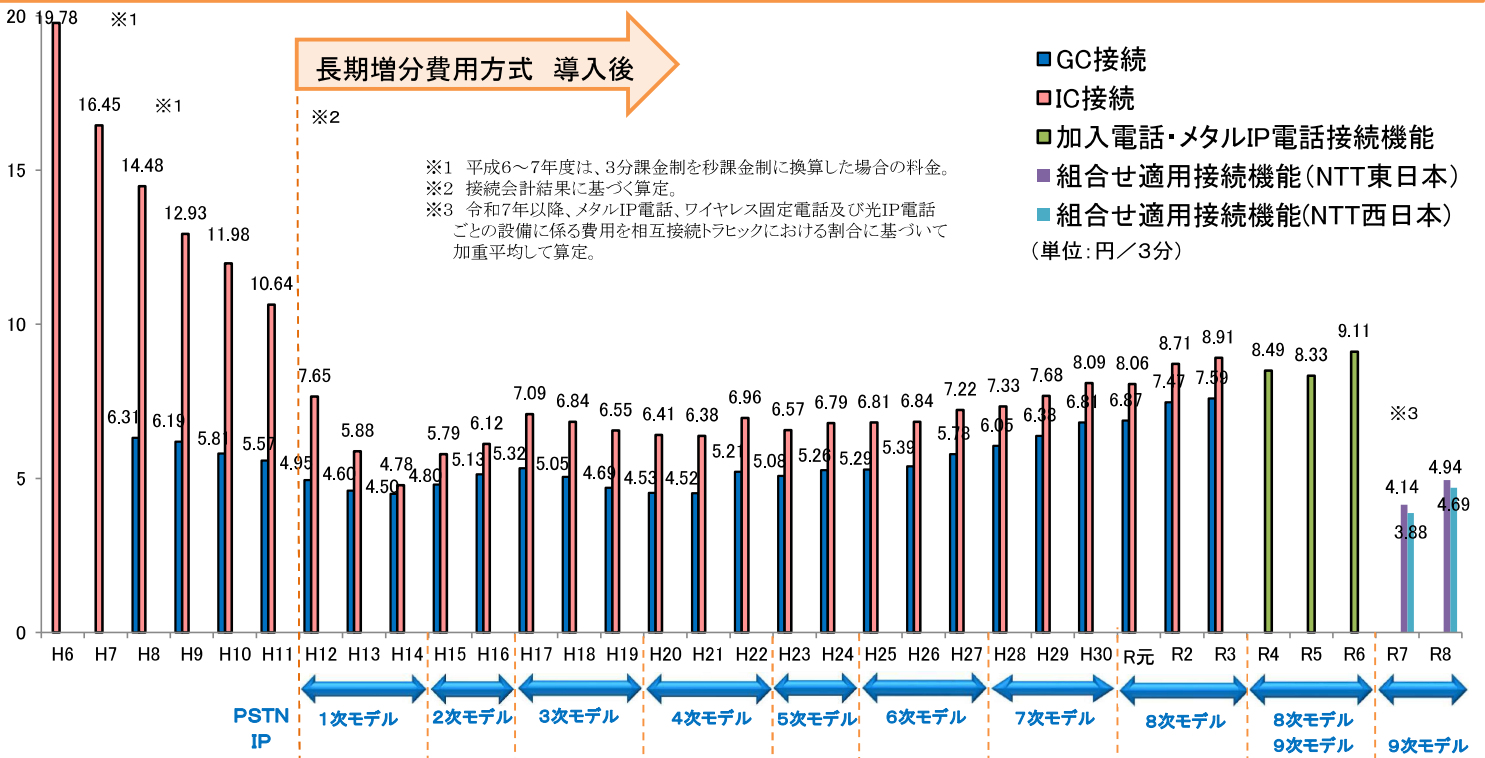
1-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
長期増分費用方式 (LRIC方式)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタル回線収容装置、中継系伝送路設備)
事業者向け割引料金 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

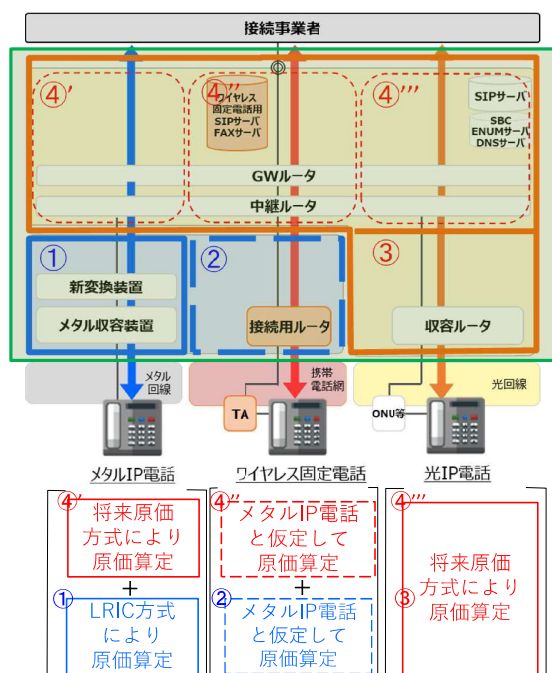
1-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移

- 長期増分費用(LRIC)方式は、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術によりネットワークの構築や運営を行った場合を仮想して費用を算定する方式であることから、独占的な事業者の非効率性の排除や接続料算定に当たっての透明性、公正性の確保が可能。
- NTT東日本・NTT西日本のPSTN接続料の算定には、2000年度(平成12年度)から長期増分費用方式が用いられている。
- 2012年度(平成24年度)以降、接続料原価の減少よりも通信量の減少が大きいため、接続料単価は年々上昇。
- 2022年度(令和4年度)から、PSTNモデルとIPモデルを組合せて接続料を算定し、IP網へ移行後(令和7年1月以降)、IPモデルでメタルIP電話固有設備に係る接続料を算定し、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料として組合せ適用接続機能に係る接続料を算定。



1-10 令和8年度の音声接続料について

- IP網へ移行後(令和7年1月以降)、組合せ適用接続機能に係る接続料を設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話ごとの設備に係る費用を相互接続トラフィックにおける割合に基づいて加重平均することにより算定。



■音声接続料

組合せ適用接続機能	単金	3分当たり
	東日本: 1.62376円/回 西日本: 1.36147円/回	東日本: 4.94円 西日本: 4.69円

メタルIP電話及びワイヤレス固定電話 (将来原価方式による算定部分を含む)	単金	3分当たり
	東日本: 0.54240円/回 西日本: 0.44909円/回	東日本: 12.67円 西日本: 12.58円
東日本: 0.0673481円/秒 西日本: 0.0673783円/秒	①のみ 東日本: 12.09円 西日本: 12.09円	

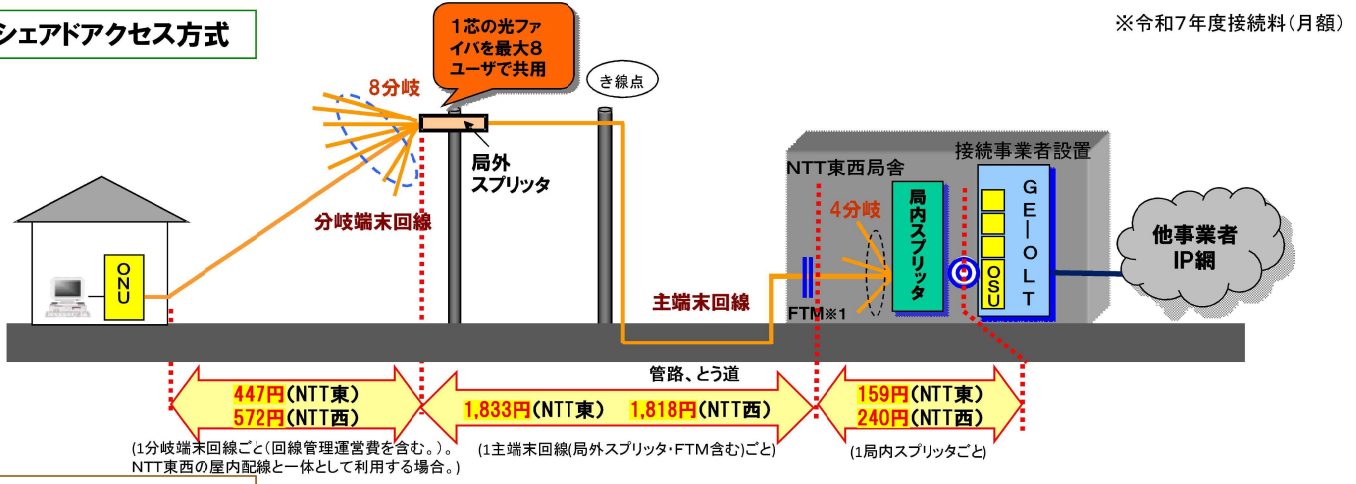
光IP電話 (令和7年3月の認可により、令和11年3月まで同額)	単金	3分当たり
	東日本: 1.97404円/回 西日本: 1.67132円/回	東日本: 2.14円 西日本: 1.76円
東日本: 0.0009319円/秒 西日本: 0.0004984円/秒		

1-11 加入光ファイバの接続料

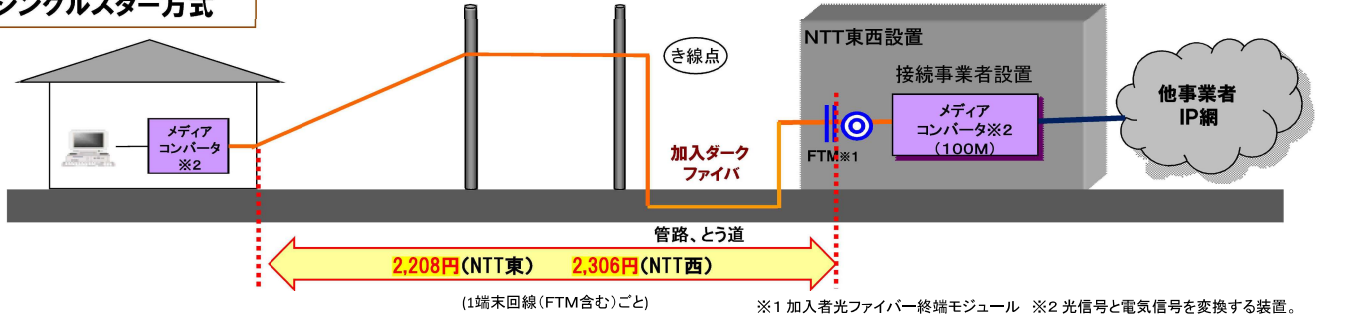
加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)

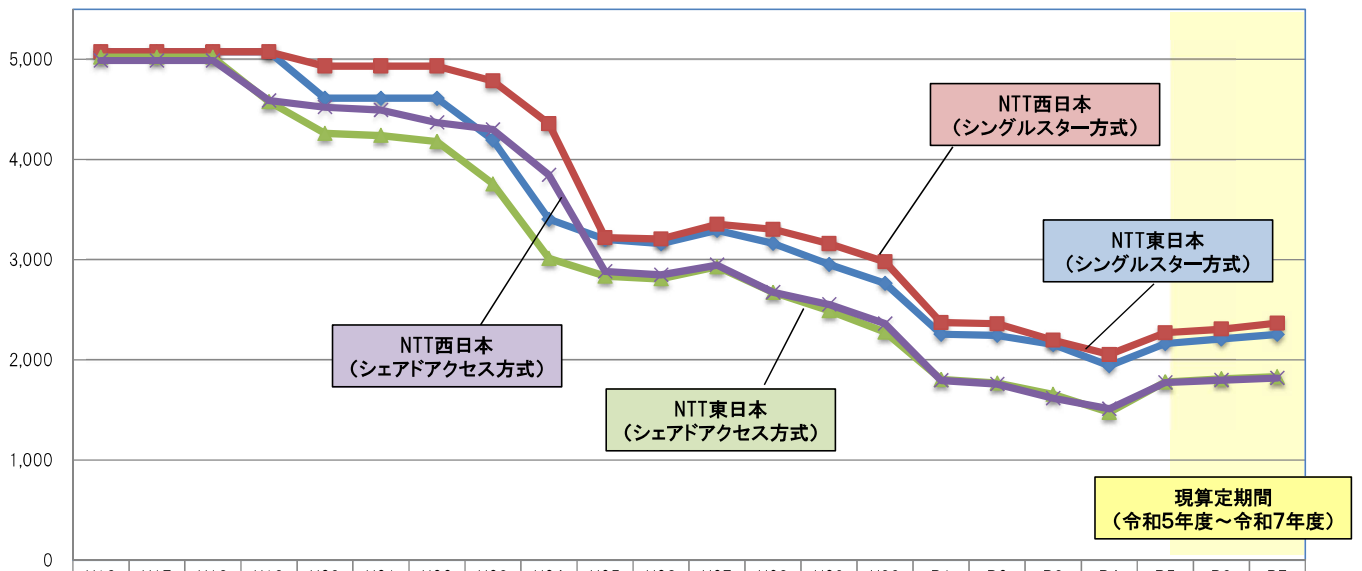
①シェアドアクセス方式



②シングルスター方式



1-12 加入光ファイバ接続料の推移

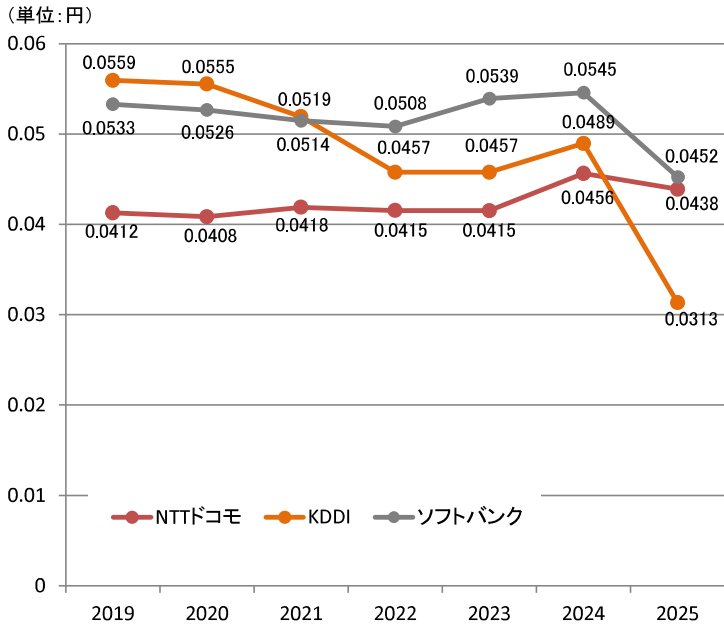


	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
NTT東日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,403	3,203	3,159	3,292	3,163	2,953	2,764	2,256	2,244	2,153	1,942	2,162	2,208	2,254
NTT西日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,357	3,220	3,206	3,353	3,302	3,159	2,978	2,372	2,361	2,195	2,053	2,271	2,306	2,366
NTT東日本(シェアドアクセス方式)	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,013	2,835	2,808	2,929	2,673	2,490	2,278	1,802	1,769	1,656	1,476	1,779	1,812	1,833
NTT西日本(シェアドアクセス方式)	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,846	2,882	2,847	2,947	2,675	2,553	2,360	1,794	1,758	1,617	1,510	1,773	1,796	1,818

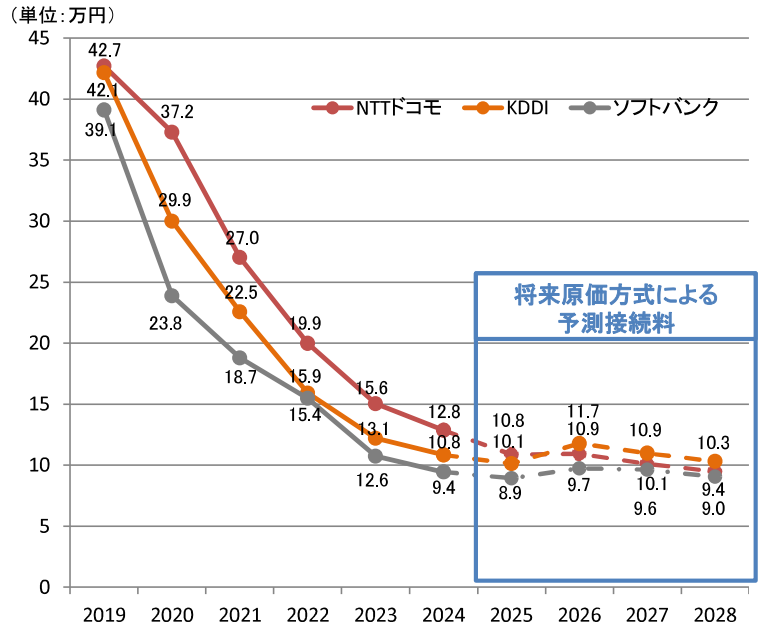
※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)、3年間(R5～R7)を算定期間とする将来原価方式により算定。
 ※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

1-13 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒あたり)



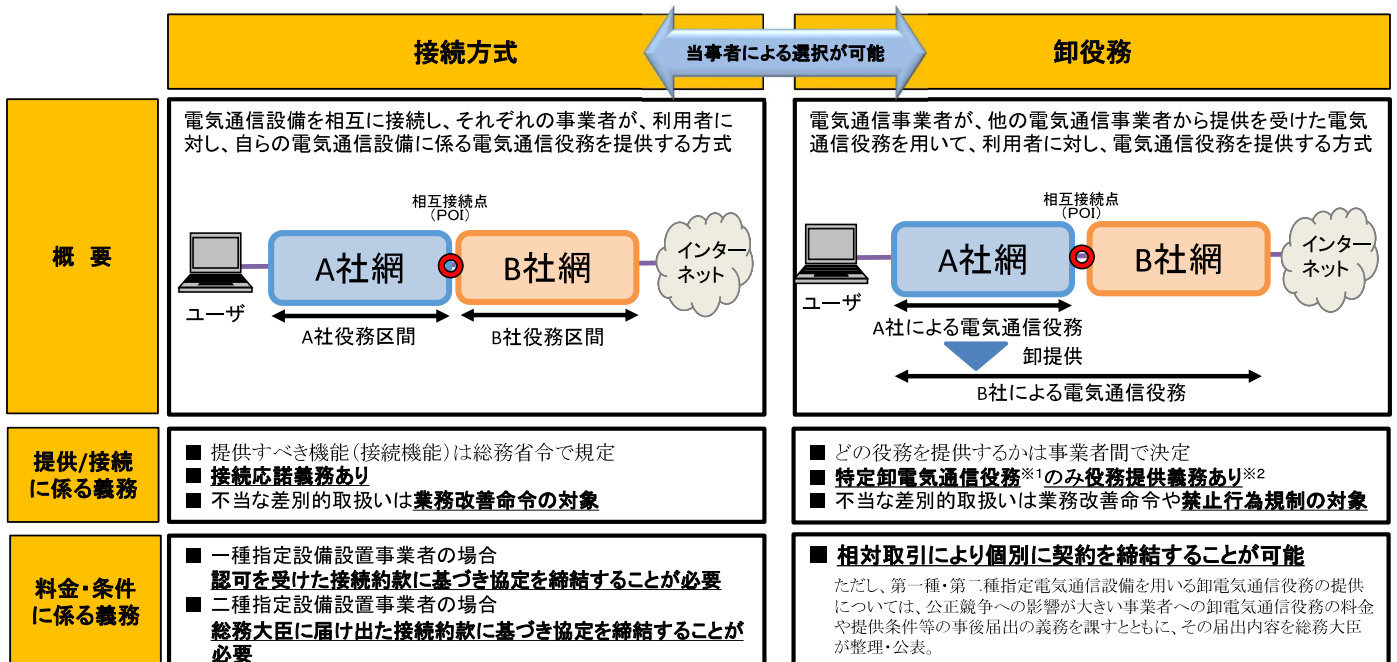
データ接続料の推移(10Mbpsあたり・月額)



※1: KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したものの。
 ※2: 2024年度までのデータ接続料は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。
 ※3: 2025年度のデータ接続料は、2025年2月末届出時の予測値。

1-14 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



※1 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、別に省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの。
 ※2 ただし、特定卸電気通信役務以外の卸役務であっても基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

1-15 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(令和5年4月最終改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと

・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引を行うこと

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い、⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④業務の休廃止の周知の履行不十分、⑤苦情等の処理の履行不十分、⑥不実告知・事実不告知、⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為、⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為、⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為、④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑤その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為

1-16 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

↓ 検証の必要あり → 検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり → ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的: 料金水準の適正性確保
手法: 適正原価+適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

総務省による

妥当性評価 **あり**

「不当」評価の場合、是正を図るための措置へ

検証ステップ②-2 その他の検証

目的: 適正な交渉を促進するための透明性確保
手法: 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

総務省による

妥当性評価 **なし**

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

1-17 MVNOガイドラインの概要

- ・電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年策定、2026年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

1-18 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。
- なお、接続当事者間の合意がある場合には音声接続におけるビル&キープ方式を採用することが可能である。

1-18 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定設備設置事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

1-19 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドラインの概要①

1 ガイドラインの目的

- 昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されている。
- このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

2 用語の定義

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1)着信インセンティブ契約

音声伝送役務に係る接続協定(発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の電気通信事業者間精算方式が採用されているものに限る。)の一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、着信側事業者が、発信側事業者の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等を支払うもの(卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。)のことをいう。

(2)トラヒック・ポンピング

着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることをいう。

(3)他者料金設定トラヒック

接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する利用者料金を定めることとされているトラヒックをいう。

(4)他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

1-19 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドラインの概要②

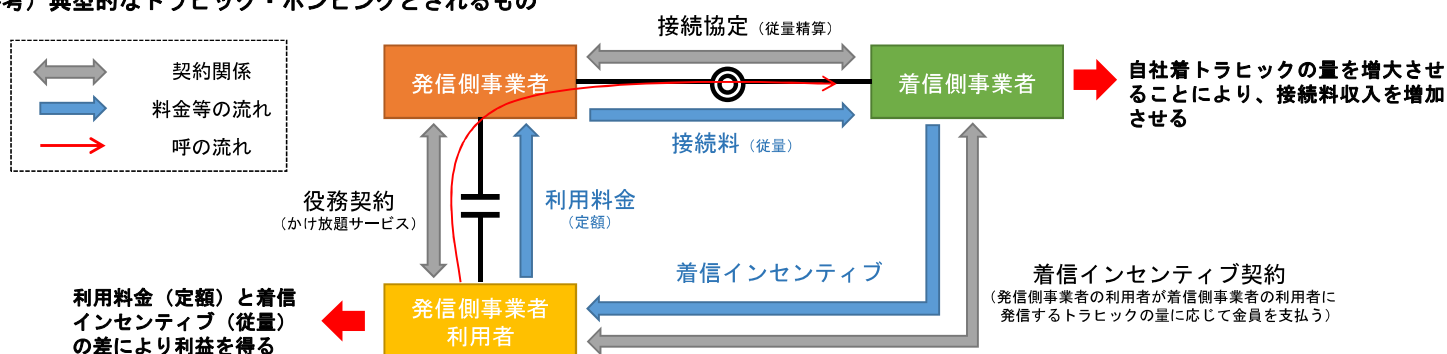
3 トラヒック・ポンピングの禁止

- トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等が発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。
- このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。
 - (1) 接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約
 - (2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

4 その他

- 総務省は、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

(参考) 典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



1-20 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要

- 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われなかった場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があるところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

1-21 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。

		電気通信事業	非電気通信事業
		① ②以外の事業 (携帯電話事業、FTTH事業等)	② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務※を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業
■ 電気通信事業 電気通信役務(電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう。)を他人の需要に応ずるために提供する事業		<p>※ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を除く。</p>	
		①を営む者	②を営む者
		電気通信事業者に該当	電気通信事業者に該当しない
電気通信事業法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 外部送信に関する規律 ■ 禁止行為等規定適用事業者(NTT東西・ドコモ)による業務への不当な規律・干渉が禁止(保護対象) 	電気通信事業者に該当しない
紛争処理機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務大臣の協議命令・裁定 ■ 紛争処理委員会のあっせん・仲裁等 	<p>電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。</p> <p>(平成23年6月から)</p>	

【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業)に該当する主な事例は以下のとおり。
(ただし、事業の内容(サービス提供の形態等)によっては異なる判断となる場合がある。)

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者(他人)の需要に応ずるために電気通信役務の提供(情報の送信)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

ソフトウェアのオンライン提供(SaaS、ASP)

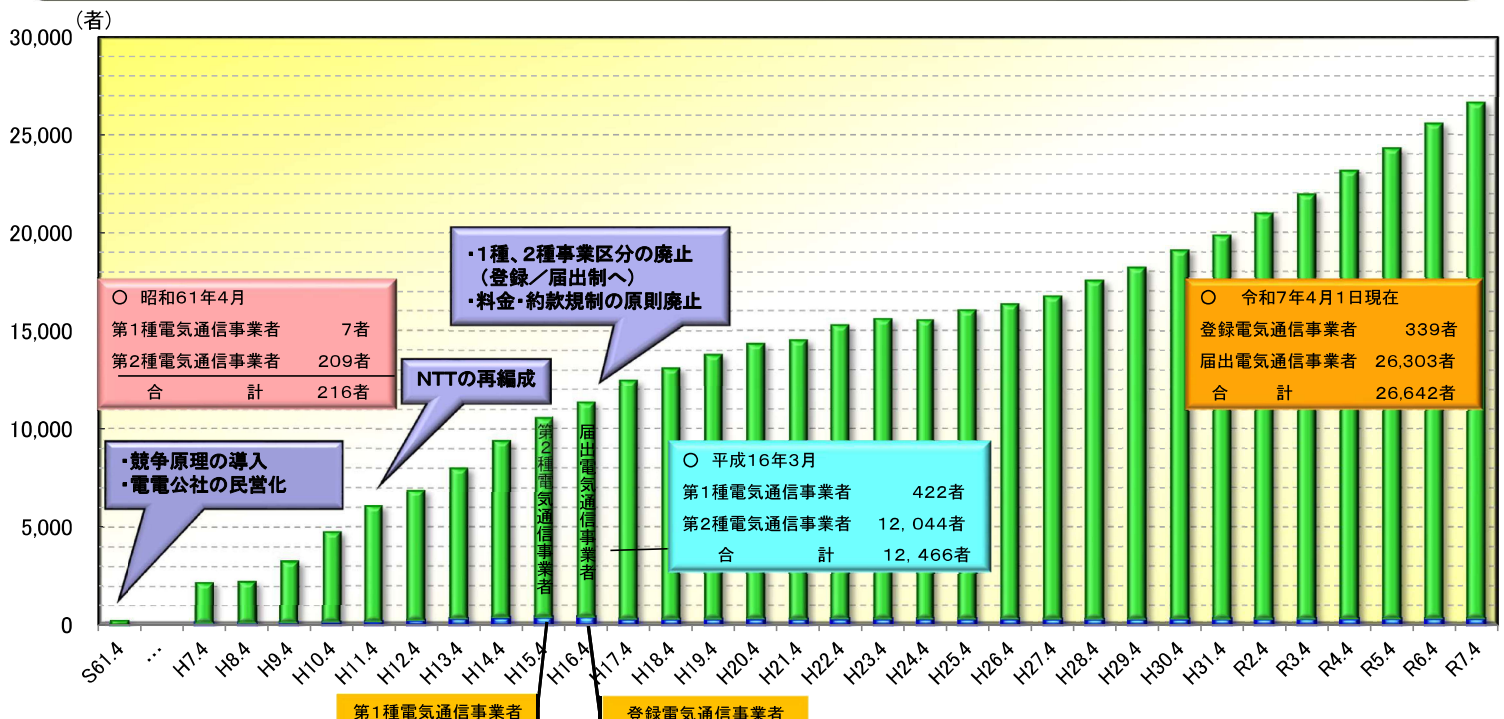
- クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるもの(SaaS、狭義のASPサービス)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

1 電気通信事業関係（実態）

- 1-22 電気通信事業者数の推移
- 1-23 国内の電気通信業界の主な変遷
- 1-24 電気通信事業者等の売上高の状況
- 1-25 電気通信市場における環境変化
- 1-26 ブロードバンドサービスの契約数の推移
- 1-27 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- 1-28 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- 1-29 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- 1-30 MVNOサービスの契約数の推移
- 1-31 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- 1-32 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- 1-33 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- 1-34 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- 1-35 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率
- 1-36 インターネット附随サービス業

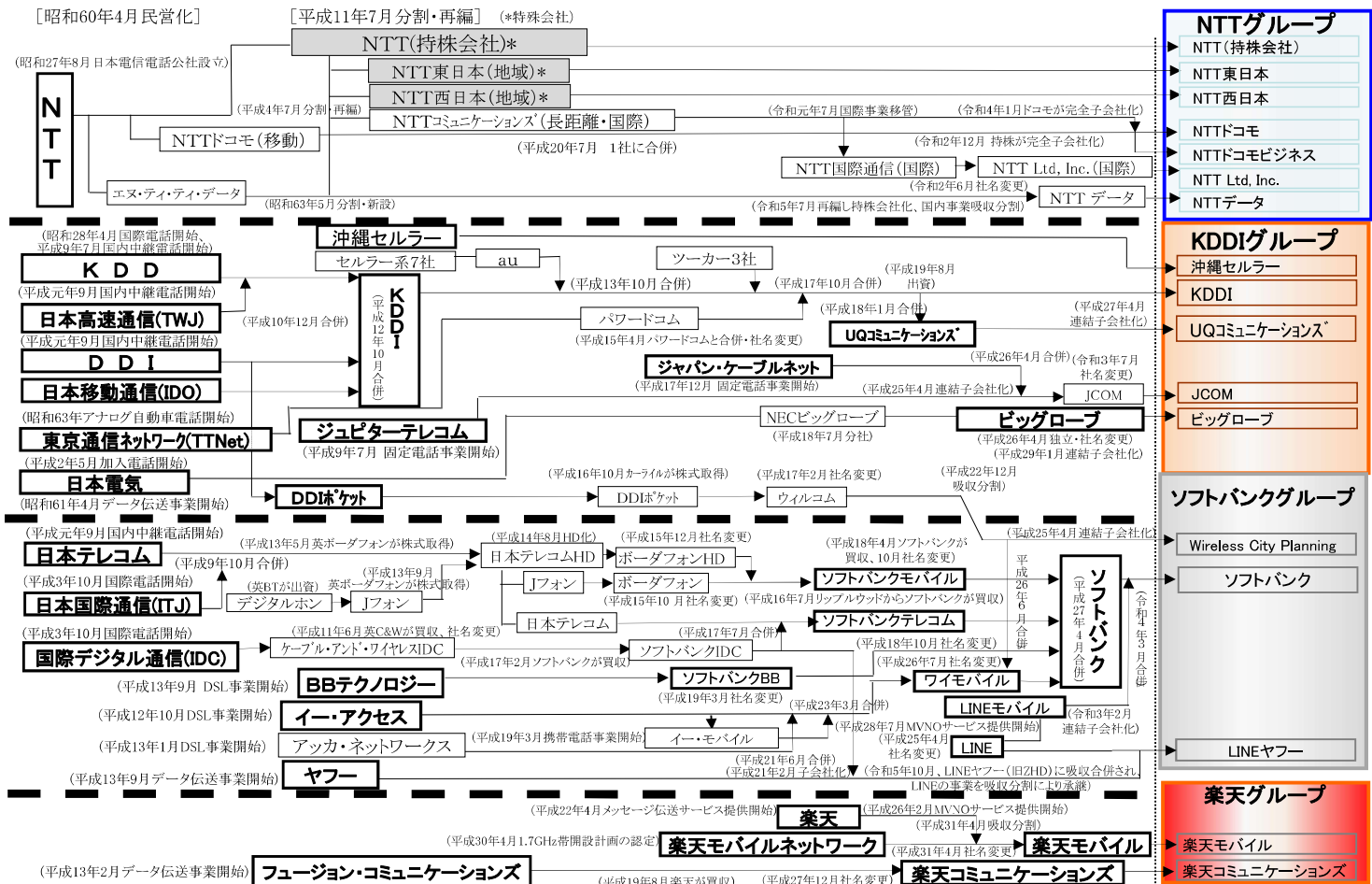
1-22 電気通信事業者数の推移

- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和7年4月1日現在、2万6642者が参入。
- ・その大半（約99%）は届出電気通信事業者。



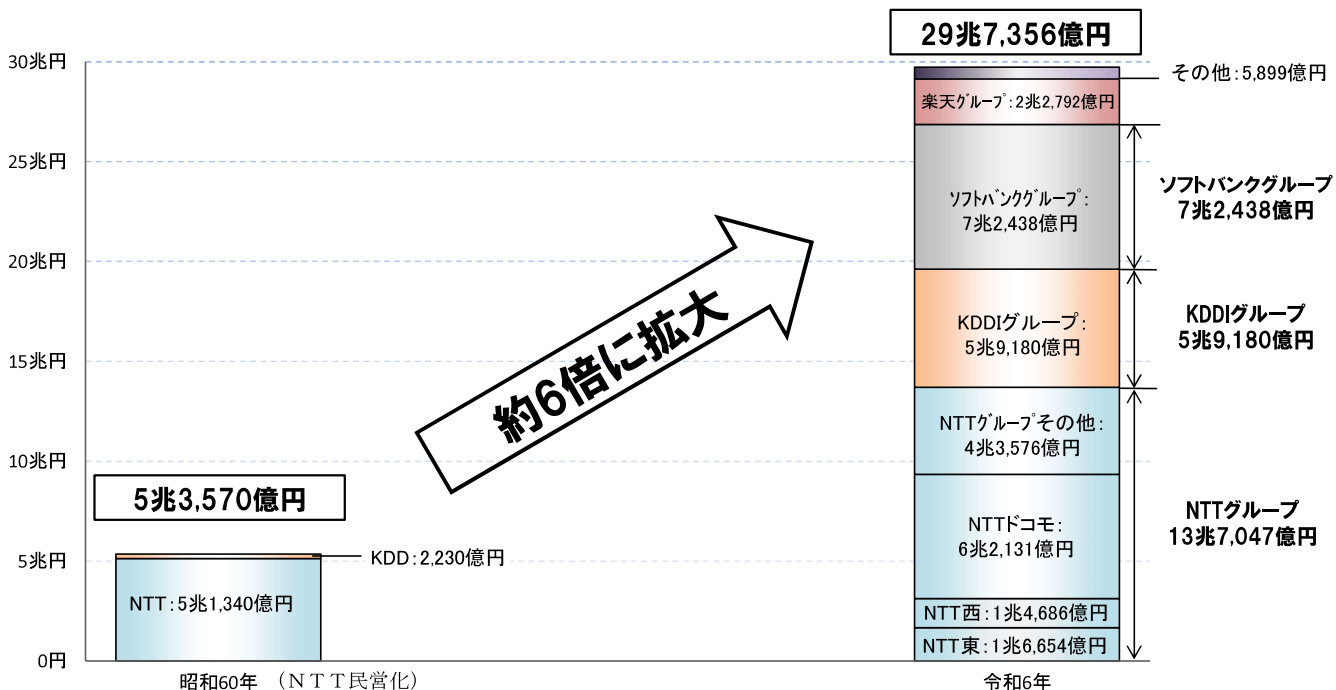
（注）登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模（端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）を超えるもの、又は中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県を超えるもの）以上の電気通信事業者。届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-23 国内の電気通信業界の主な変遷



1-24 電気通信事業者等の売上高の状況(令和6年度)

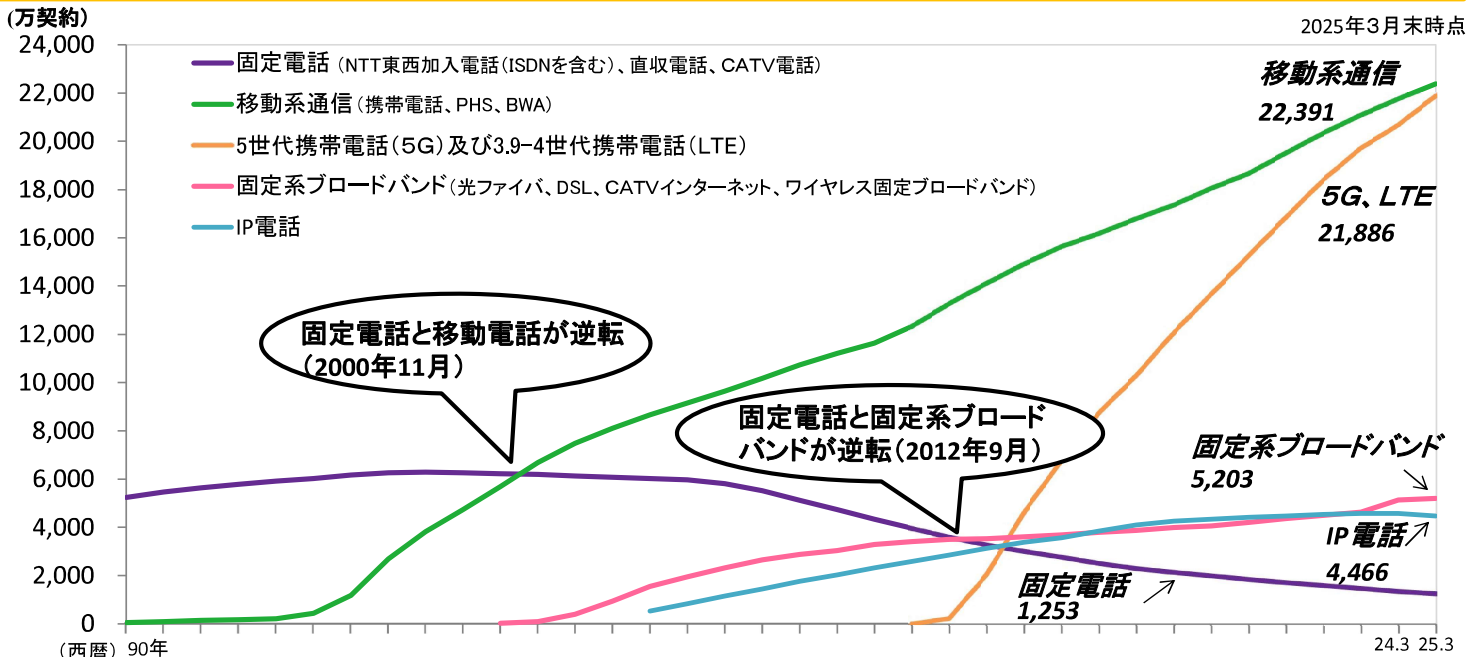
- 昭和60年から、主要な電気通信事業者の売上高は約6倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-25 電気通信市場における環境変化

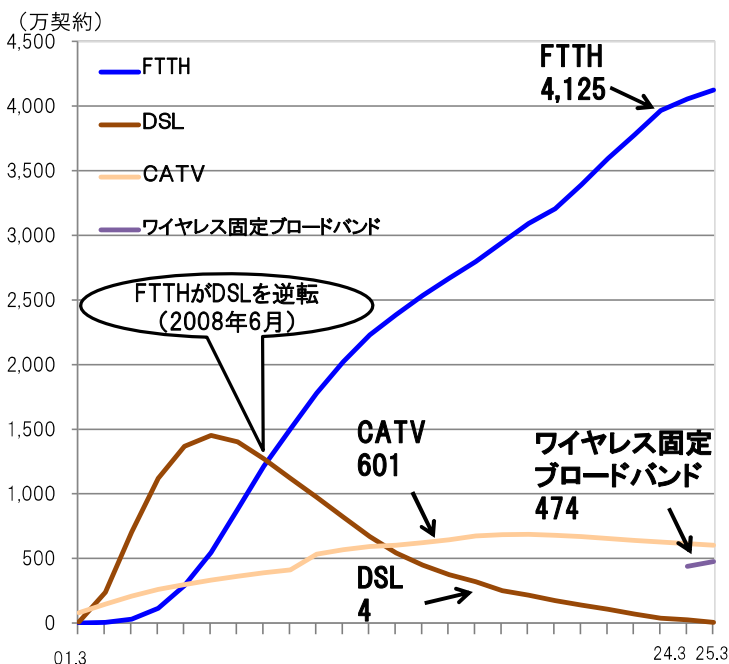
- 固定電話契約数は、2012年（平成24年）9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年（平成9年）11月のピーク時（6,322万件）の約20%に減少（1,253万契約）。
- 移動系通信の契約数は、2000年（平成12年）11月に固定電話契約数を抜き、2億契約を超える。



1-26 ブロードバンドサービスの契約数の推移

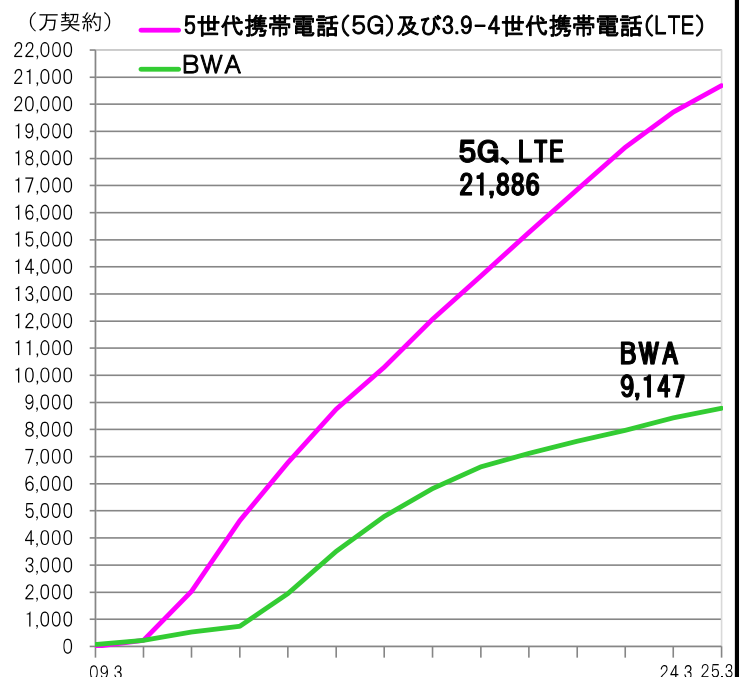
固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約79%を占める。



移動系

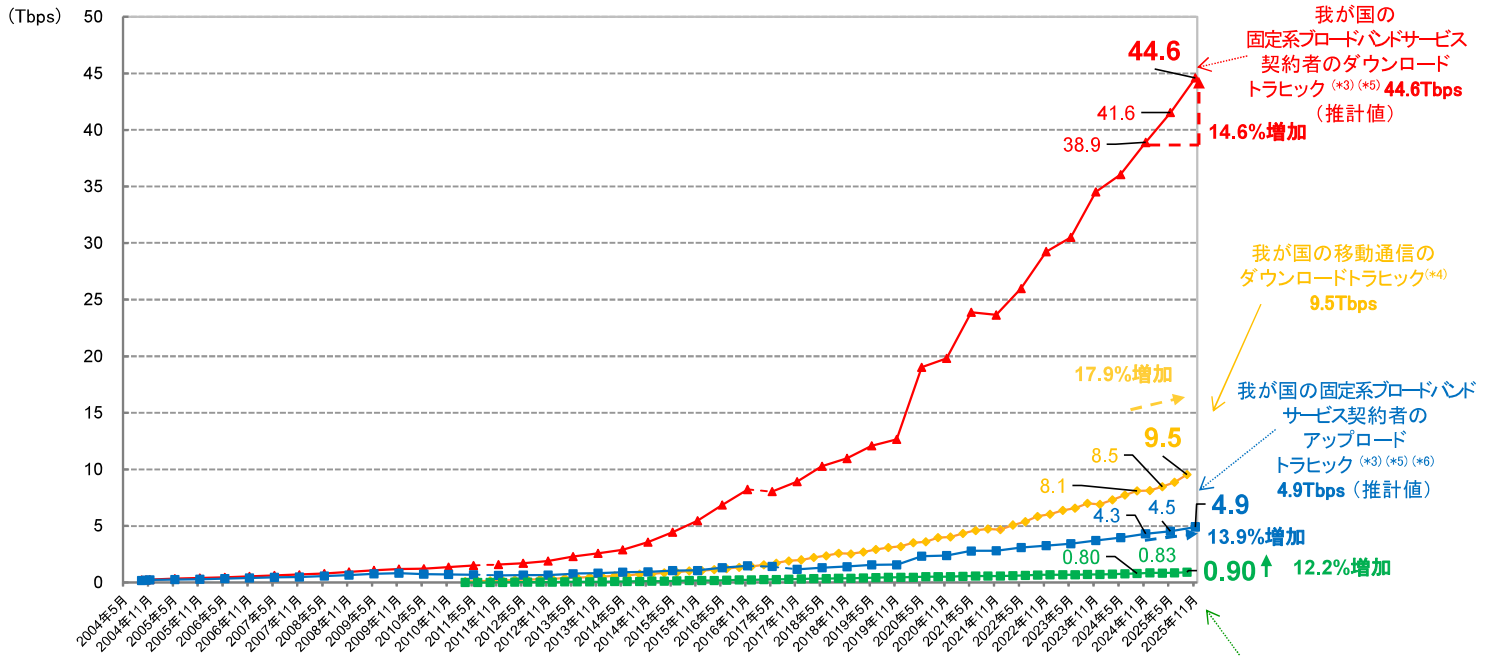
- 5世代携帯電話(5G)及び3.9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年同期比約1.1倍に増加。



1-27 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

○我が国の固定系ブロードバンドサービス(*1)契約者(*2)の総ダウンロードトラフィックは前年同月比14.6%増。(2025年11月時点)

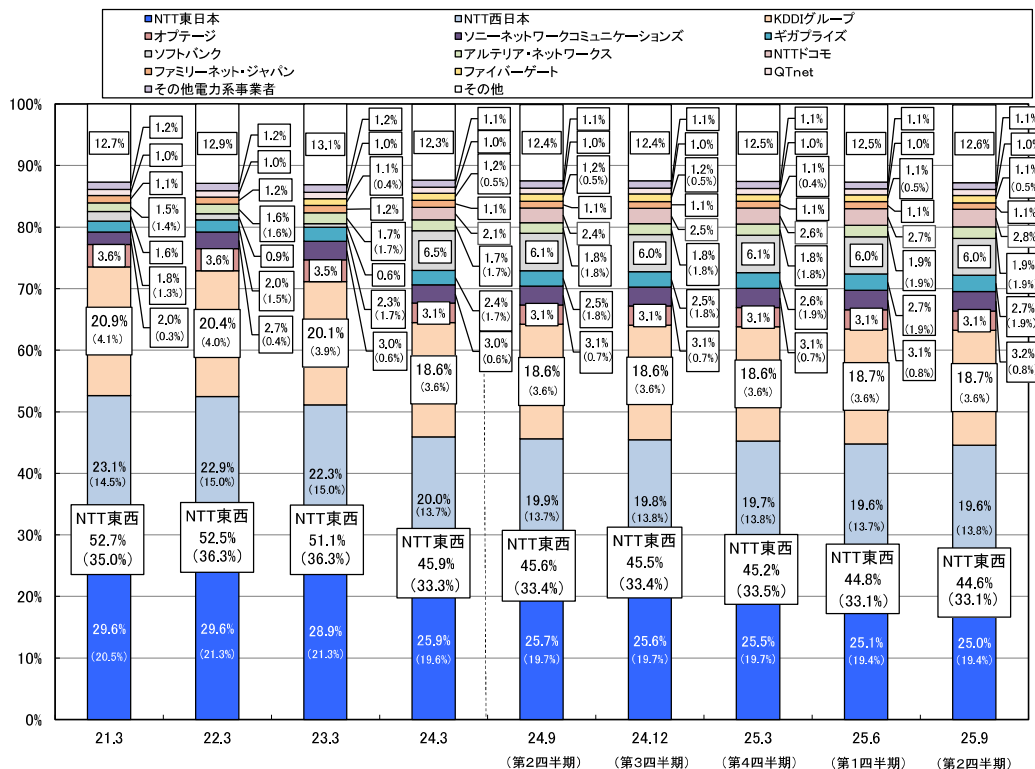
○我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比17.9%増。(2025年9月時点)



- (*1) 個人の利用者向け固定系ブロードバンドサービス (FTTH、DSL、CATV及びFWA)
- (*2) 一部の法人契約者を含む
- (*3) 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラフィックの一部が含まれる
- (*4) 『総務省 移動通信トラフィックの現状(令和7年09月)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)
- (*5) 2017年5月から協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推計値としたため、不連続が生じている
- (*6) 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている

1-28 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、44.6%(2025年9月時点)。



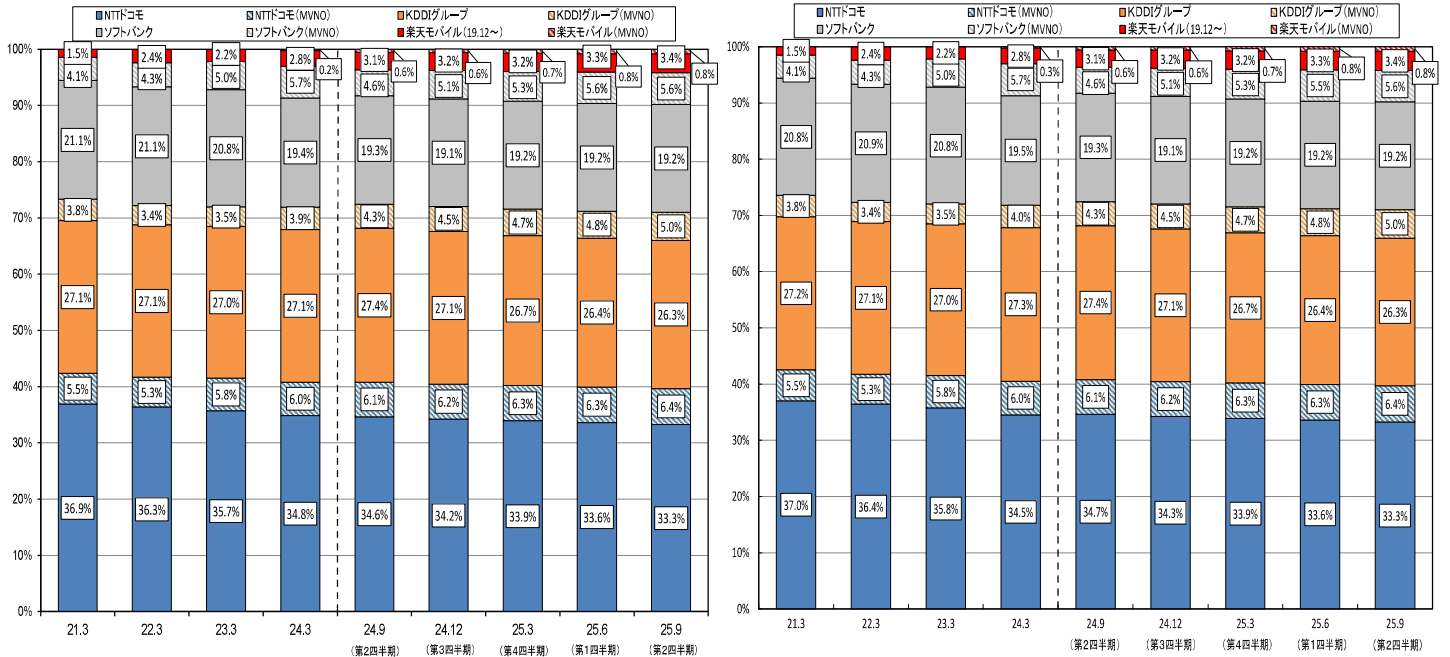
注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びCOMグループが含まれる。
 注2:「その他電力系事業者」には、STNet及びエネコムが含まれる。
 注3:括弧内は、卸電気通信業務の提供に係るシェア。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-29 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ33.3%、KDDIグループ26.3%、ソフトバンク19.2%、楽天モバイル3.4%（2025年9月時点）。

（参考）【携帯電話】



注1: MVNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。以下このページにおいて同じ。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。
 注4: 楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

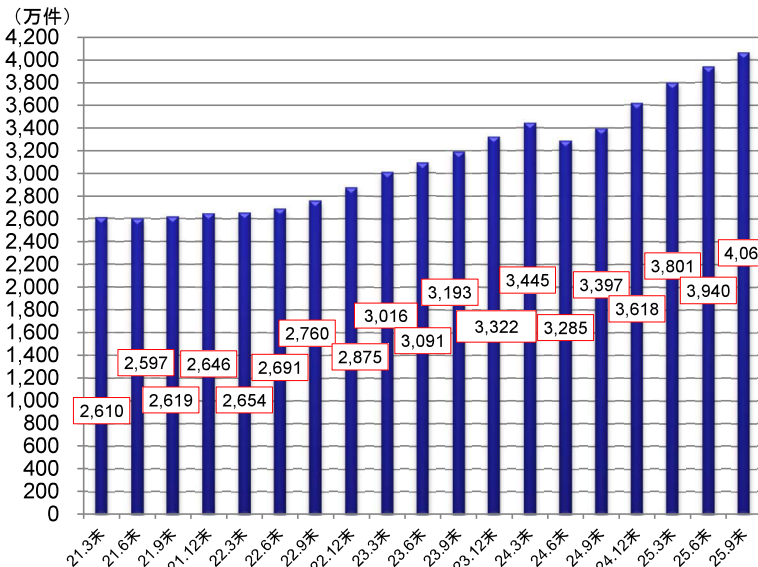
注: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2020年度第2四半期まで)が含まれる。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

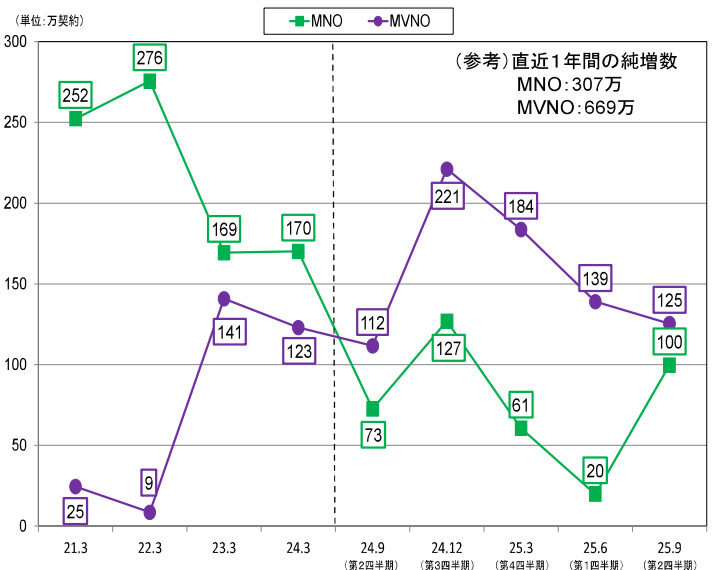
1-30 MVNOサービスの契約数の推移

2025年9月末の契約数は4,066万件（前年同期比+19.7%）であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】

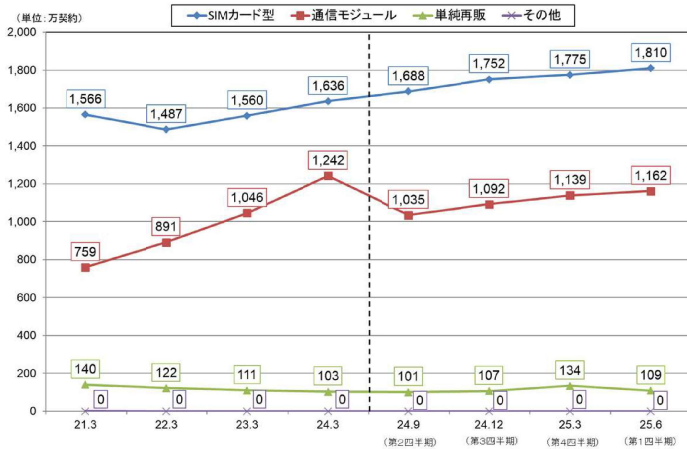


(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-31 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,810万(前期比+2.0%、前年同期比+8.6%)、通信モジュールが1,162万(前期比+2.0%、前年同期比+17.8%)となっている(2025年6月末)。
 ・一次MVNO※1サービスの事業者数は770(前期比▲109者、前年同期比▲76者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は1,232(前期比+2者、前年同期比+105者)となっている(2025年9月末)。

【MVNOサービスの区分別契約数】



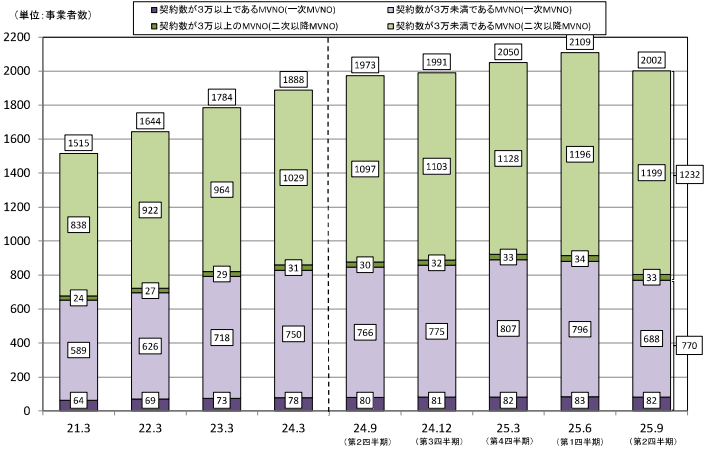
注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】

区分	21.3	22.3	23.3	24.3	24.9	24.12	25.3	25.6	25.9
再卸	1,003	1,004	1,204	1,303	1,372	1,401	1,443	1,456	1,466

注: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

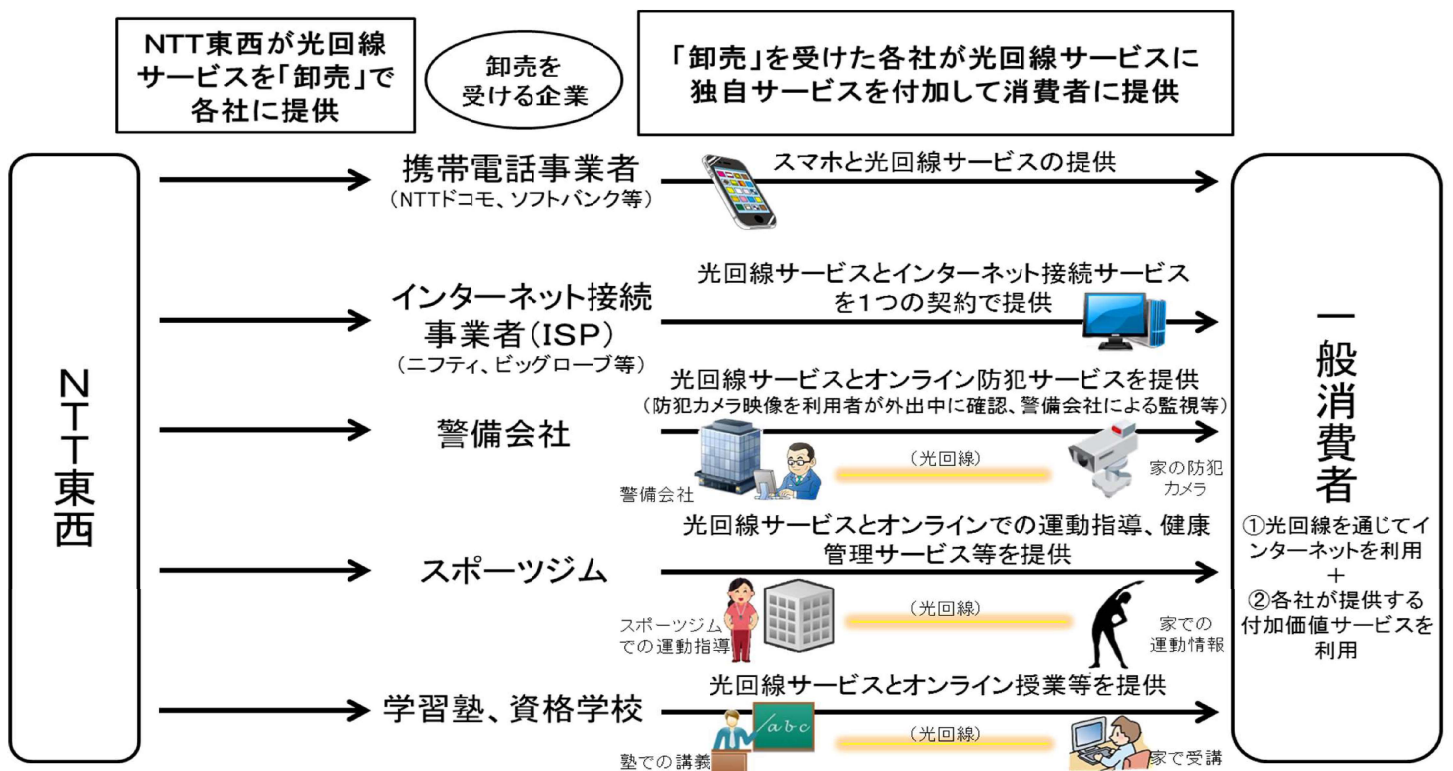
【MVNOサービスの区分別事業者数】

区分	21.3	22.3	23.3	24.3	24.9	24.12	25.3	25.6	25.9
SIMカード型	57(31)	60(32)	65(35)	74(43)	77(45)	78(46)	79(47)	80(48)	80(48)
通信モジュール	24(17)	29(22)	31(24)	32(25)	34(26)	36(26)	37(26)	37(26)	39(26)
単純再販	28(20)	30(18)	30(17)	28(17)	28(17)	29(18)	30(18)	30(18)	29(17)
その他	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
再卸	46(32)	52(36)	55(37)	56(37)	59(38)	59(38)	60(38)	60(38)	59(37)

注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。
 (出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-32 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

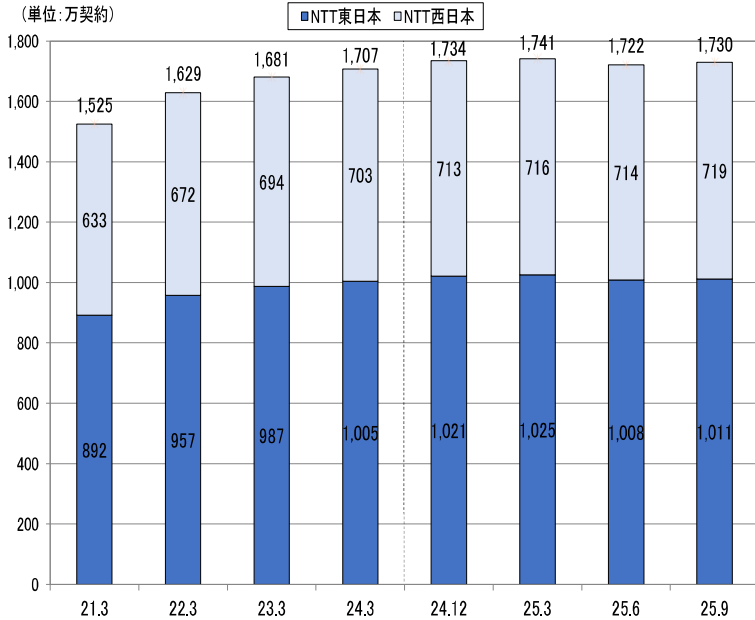


1-33 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

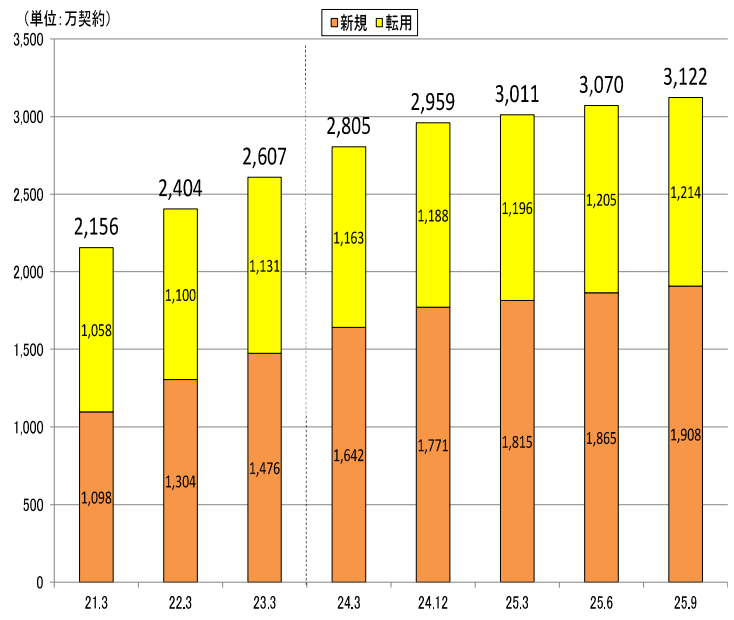
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,730万(2025年9月末)。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約58%。
- ・新規の開通数の割合が徐々に増加しているが、全開通数の約39%が転用※。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】



【累計開通数の推移】



注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

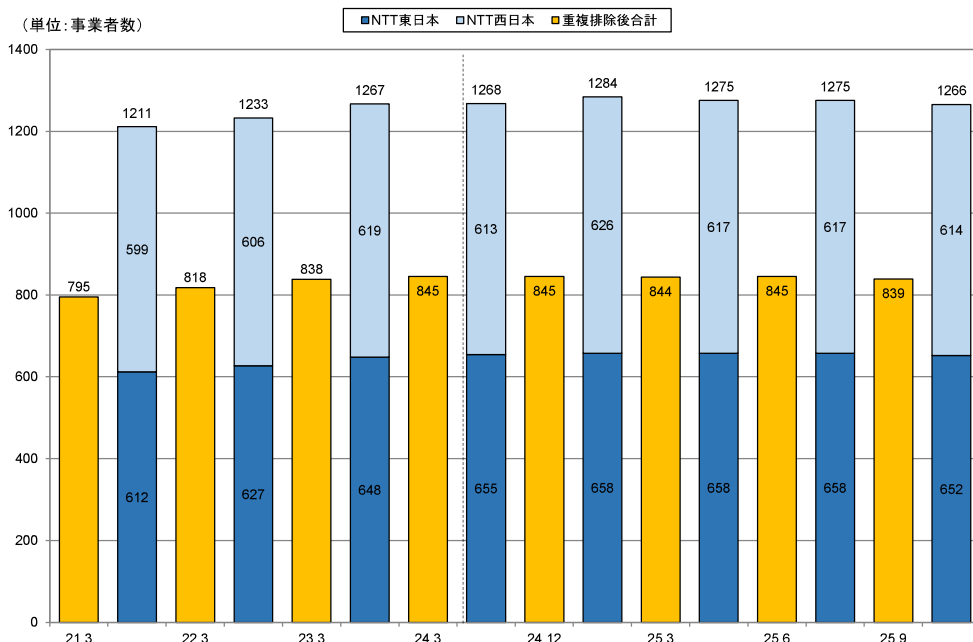
注2: NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-34 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には839者。重複を排除しない単純合算の場合では1,266者(2025年9月末)。
- ・卸先事業者の約半数(427者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

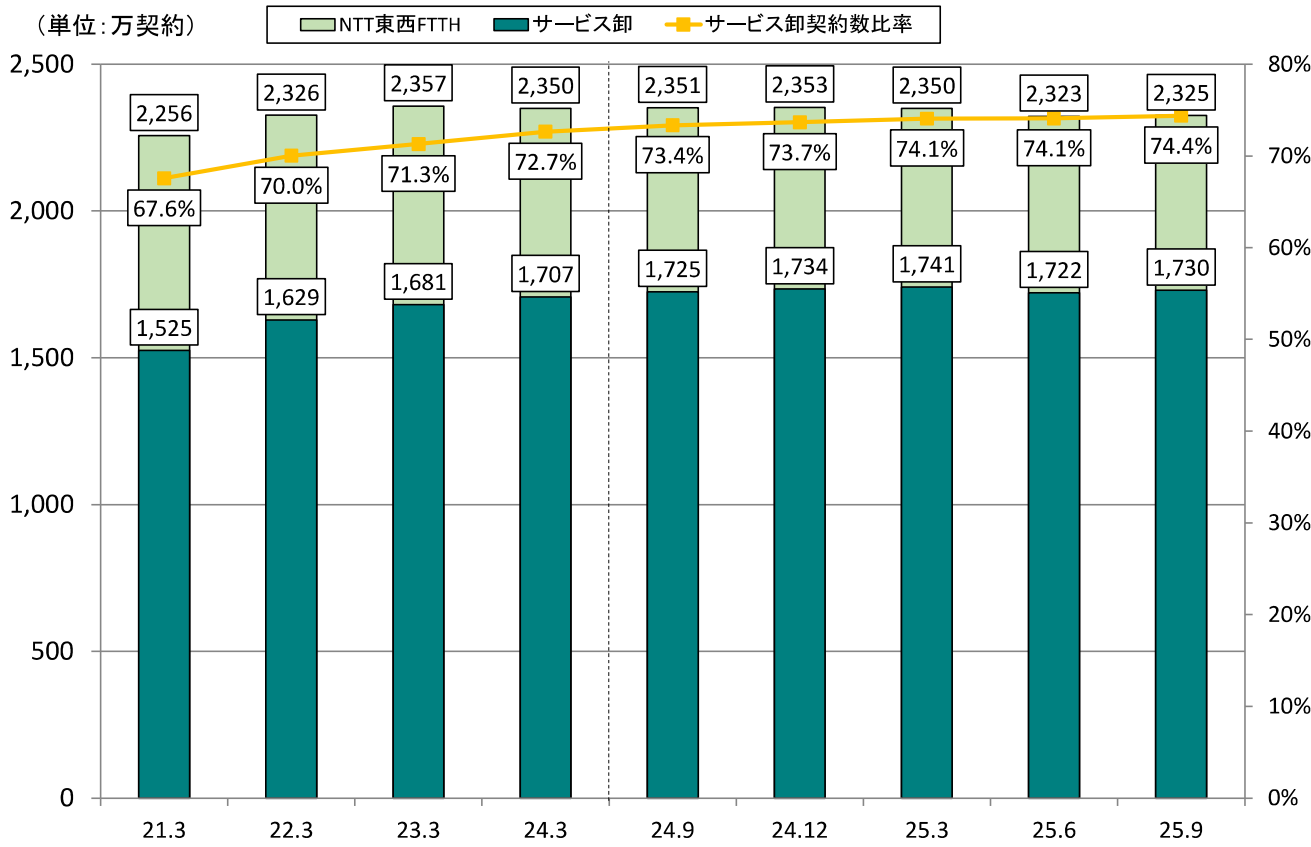
(参考) 事業者の分類(主な業種による分類)



- MNO : 3者
- CATV事業者 : 94者
- ISP・MVNO事業者 : 615者
- その他事業者 : 126者

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-35 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率

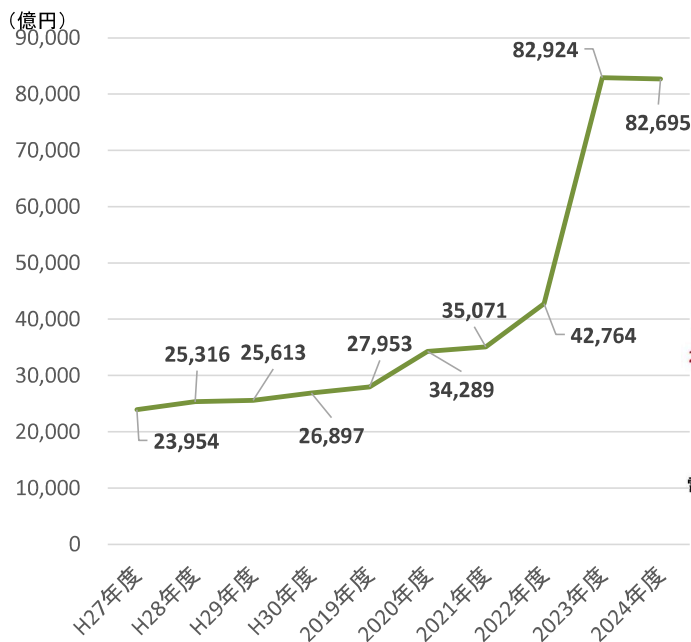


(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

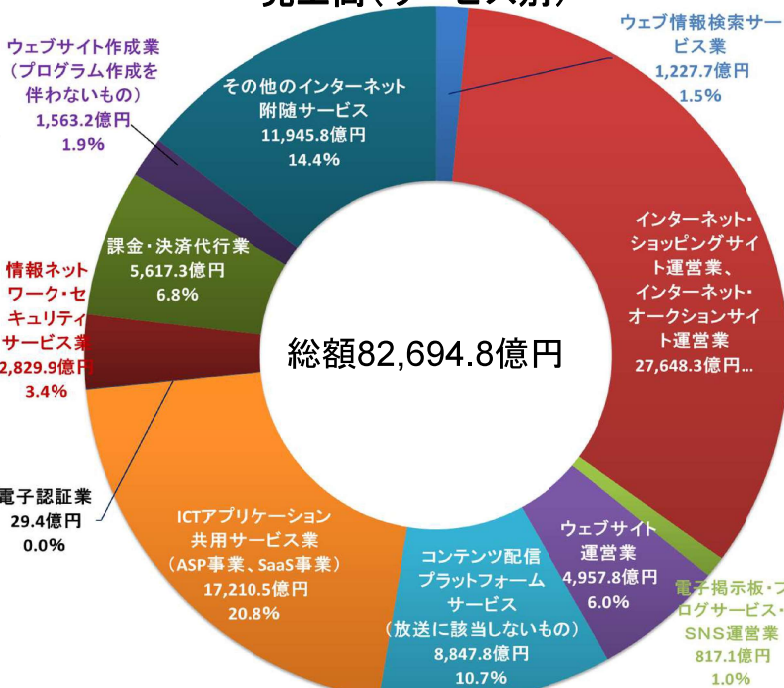
1-36 インターネット附随サービス業

- ◆ 2024年度売上高は、全体では8兆2,695億円(前年度比約0.3%減)であった。
- ◆ サービス別でみると、「インターネット・ショッピングサイト運営業、インターネット・オークションサイト運営業」が33.4%で最も割合が高く、「ICTアプリケーション共用サービス業」(20.8%)、「コンテンツ配信プラットフォームサービス」(10.7%)が次ぐ。

売上高推移



売上高(サービス別)



(出典) 「情報通信業基本調査」(H27(2015)~2025)(※)に基づき作成

※ 2021年調査までは経済産業省と総務省との共管実施、2022年調査からは総務省単独実施 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics07.html>

2 電波の利用関係

【規律】

2-1 我が国の電波の基本・利用形態

2-2 終了促進措置の制度概要

2-3 他の無線局の免許人等との事前調整

【実態】

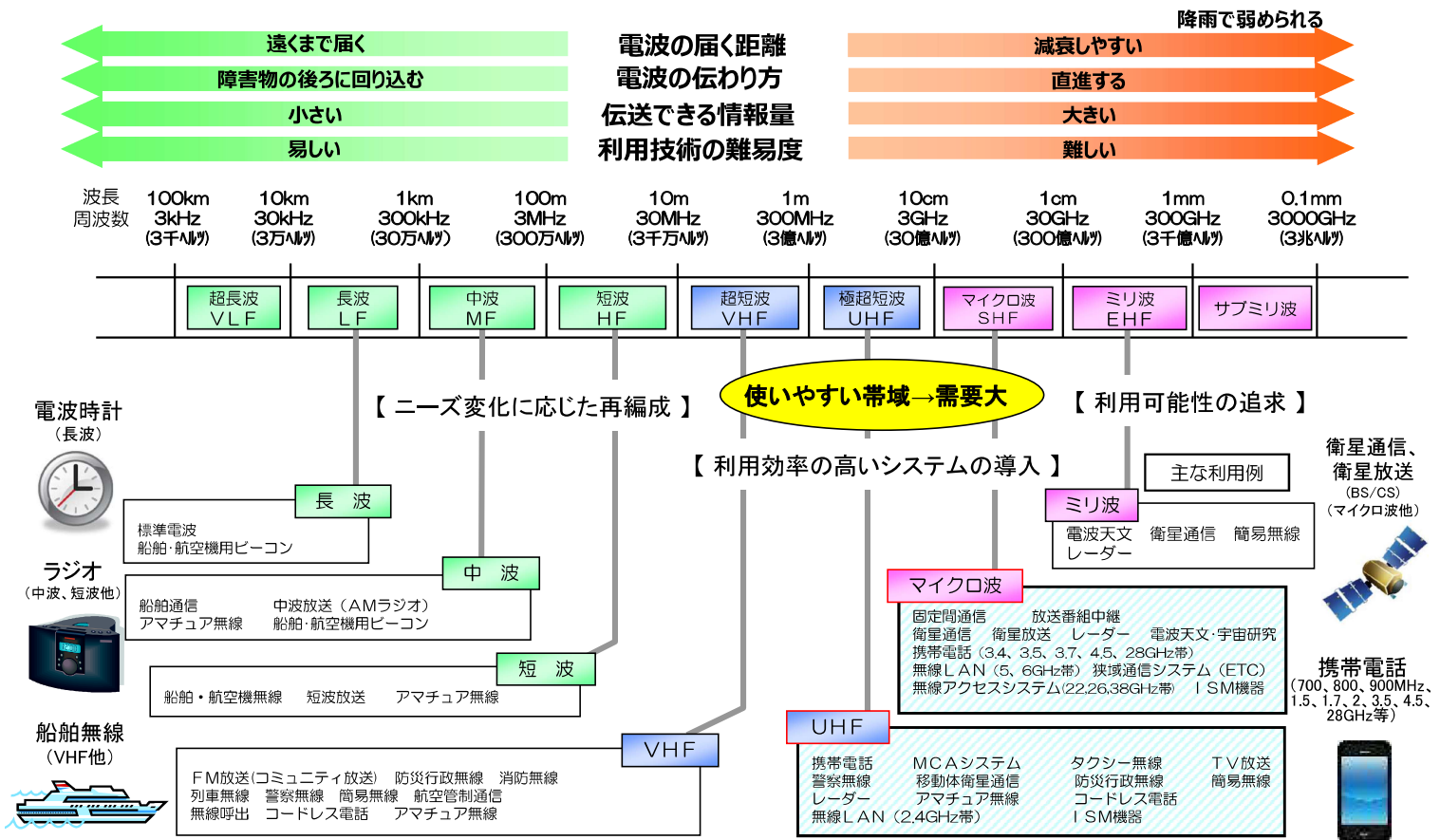
2-4 移動通信システムの進化

2-5 第5世代移動通信システム(5G)とは

2-6 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

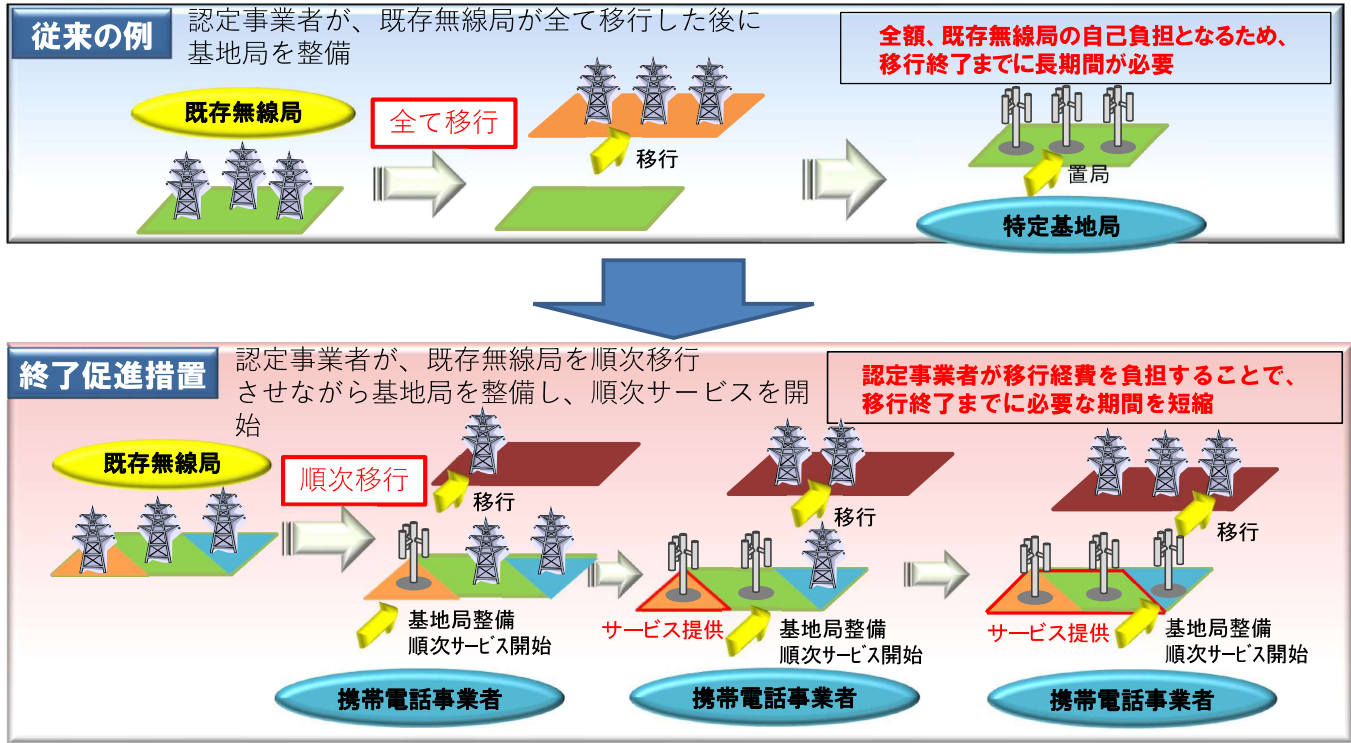
2-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 令和7年12月：約3億7,324万局）。



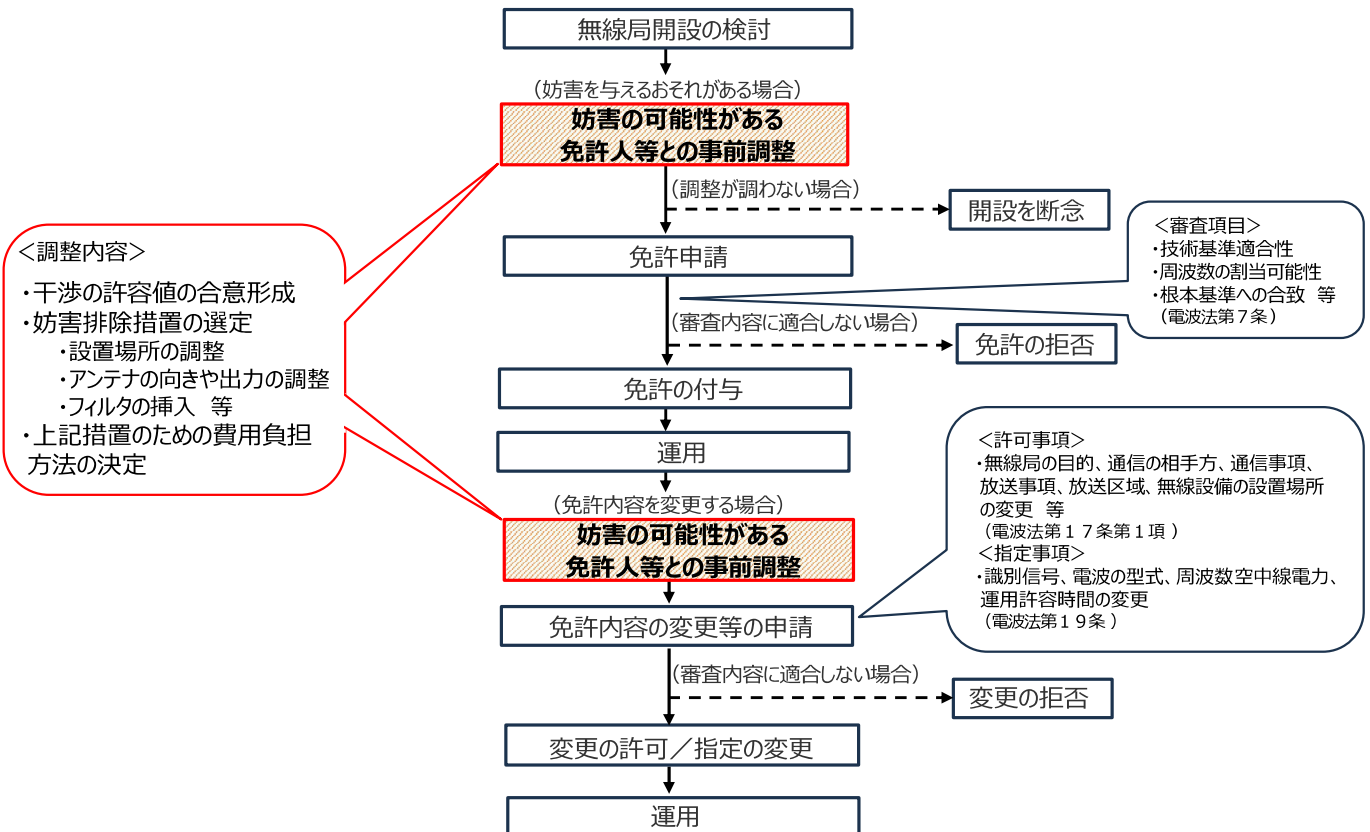
2-2 終了促進措置の制度概要

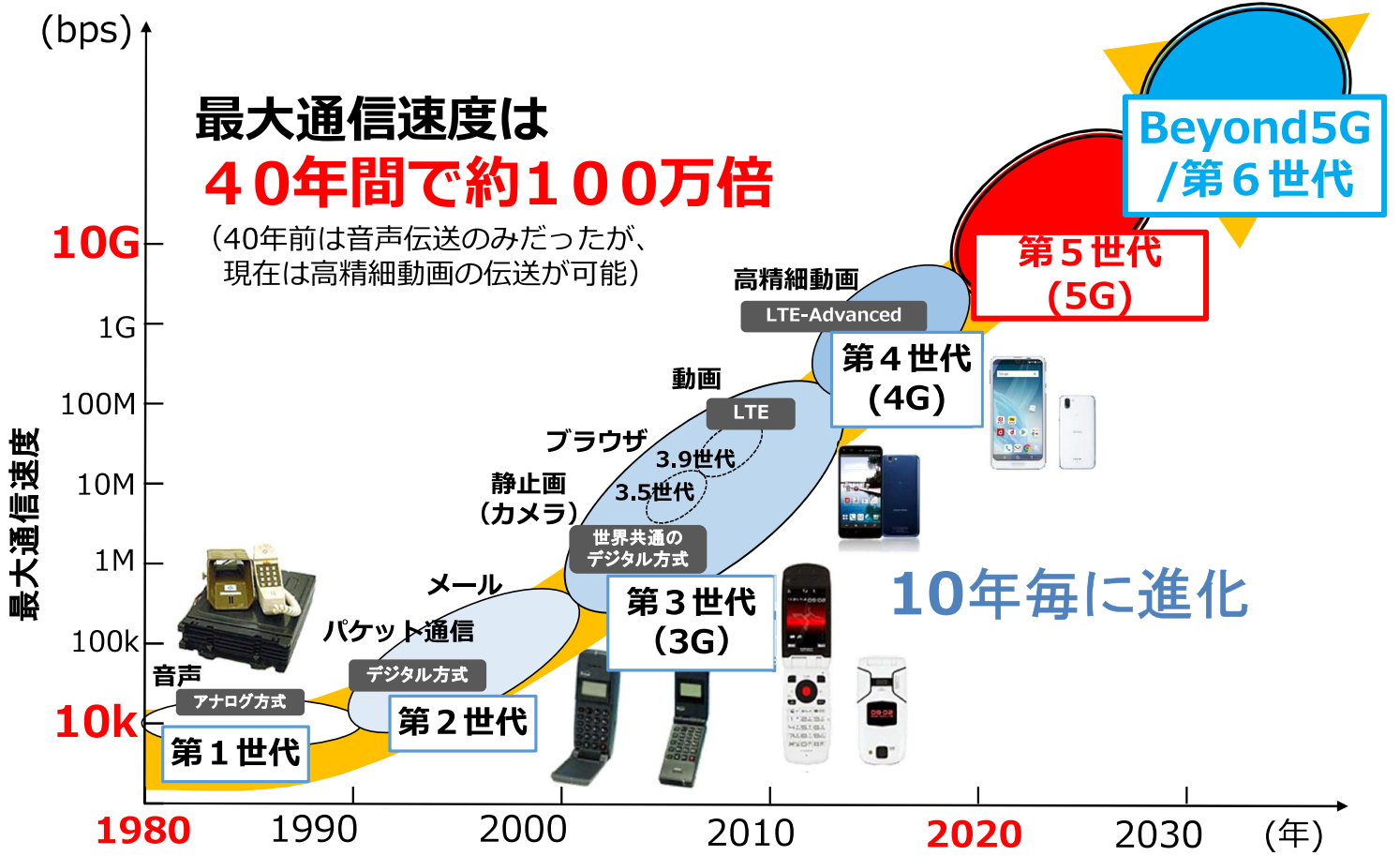
「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



2-3 他の無線局の免許人等との事前調整

新たに無線局を開設しようとする場合や無線局の免許の指定事項を変更しようとする場合等において、他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれがあるときには、予めそのような他の無線局の免許人等と調整を行うことがある。



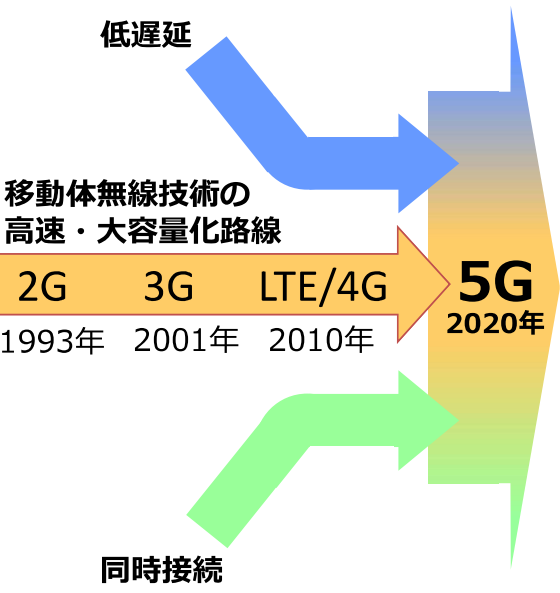


2-5 第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

超高速	最高伝送速度 10Gbps
超低遅延	1ミリ秒程度の遅延
多数同時接続	100万台/km ² の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

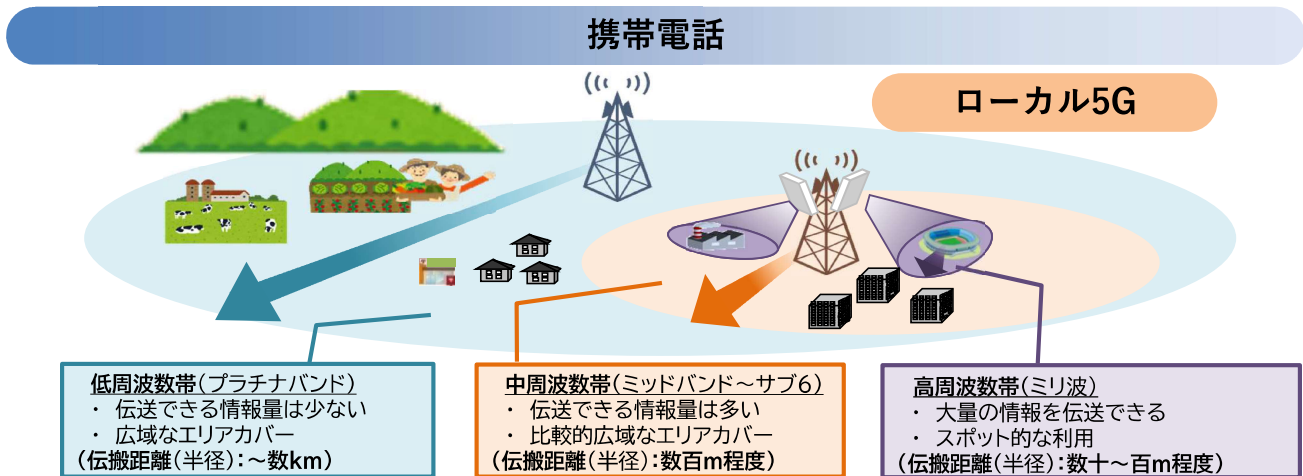
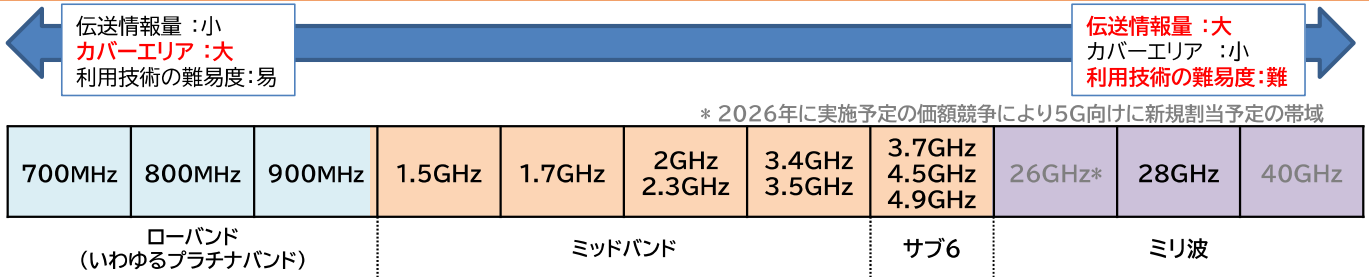


<p>超高速</p> <p>LTEより100倍速いブロードバンドサービスを提供</p> <p>⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)</p>	
<p>超低遅延</p> <p>利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御</p> <p>⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現</p>	<p>ロボットの遠隔制御</p> <p>東京の病院の専門家がヘリ内の医師に指示をしながら遠隔で処置。ヘリ内で緊急手術</p>
<p>多数同時接続</p> <p>スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続</p> <p>⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)</p>	<p>膨大な数のセンサー・端末</p> <p>カメラ</p> <p>スマートメーター</p>

社会的なインパクト大

2-6 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

- **携帯電話**は、広いエリアカバレッジに適している比較的**低い周波数帯**から高トラフィックに対応する**高い周波数帯まで幅広い周波数帯**を割当て。
- 他方、様々な主体・ニーズに使える**ローカル5G**には、スポット的な利用に適している比較的**高い周波数帯**を中心に割当て。



3 放送の業務関係

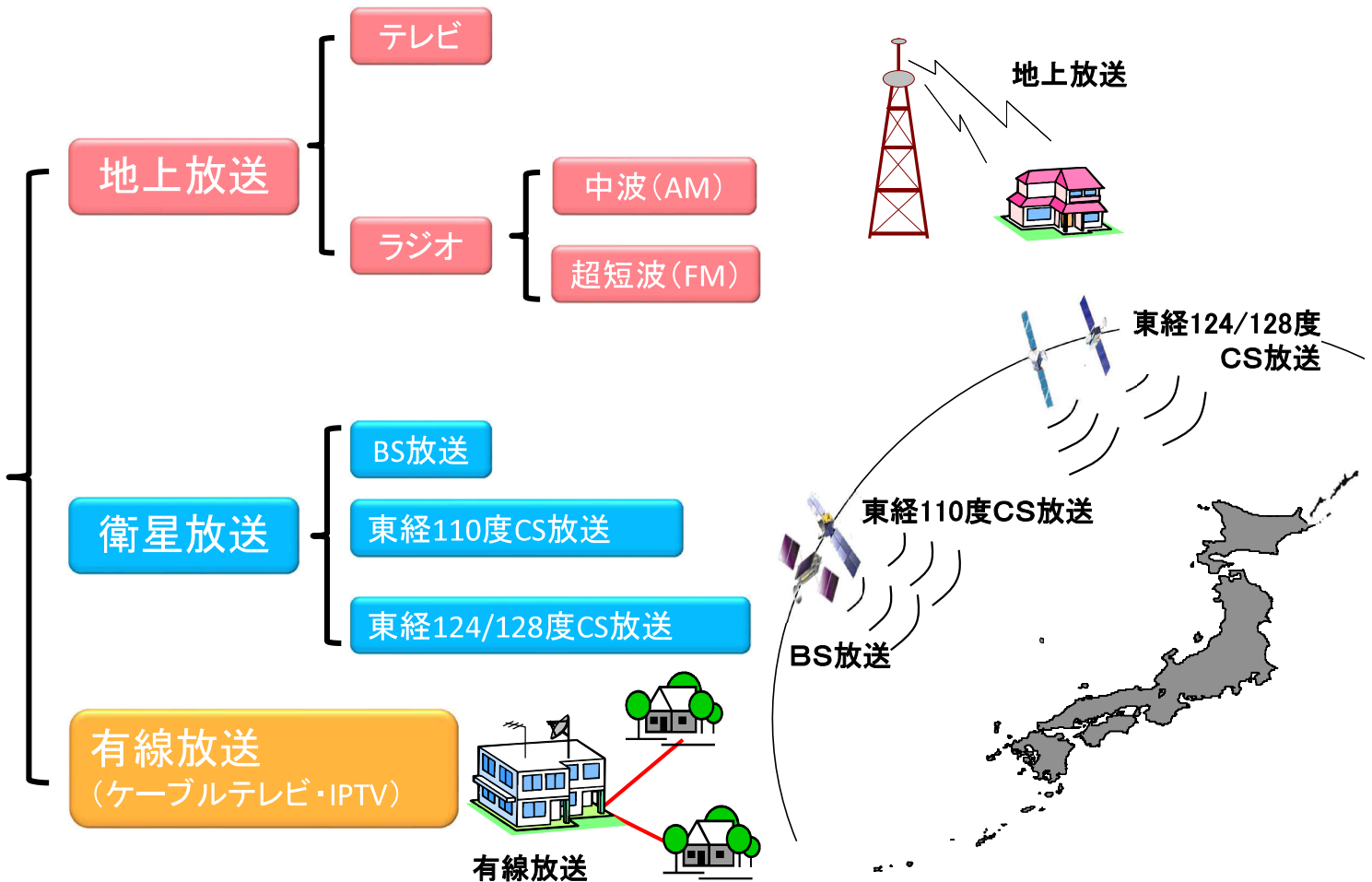
【規律】

- 3-1 放送の主な分類
- 3-2 放送事業の参入に係る制度の概要
- 3-3 放送対象地域
- 3-4 区域外再放送の問題
- 3-5 再放送同意と大臣裁定

【実態】

- 3-6 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- 3-7 ケーブルテレビ事業者の収支状況
- 3-8 ケーブルテレビの普及状況

3-1 放送の主な分類



3-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

3-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例 (地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

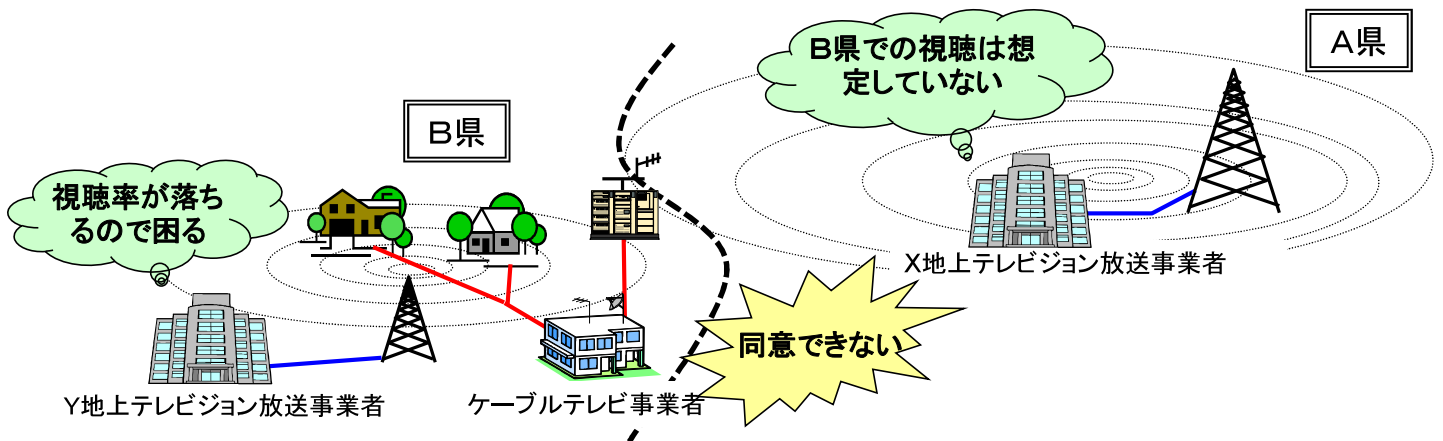
3-4 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

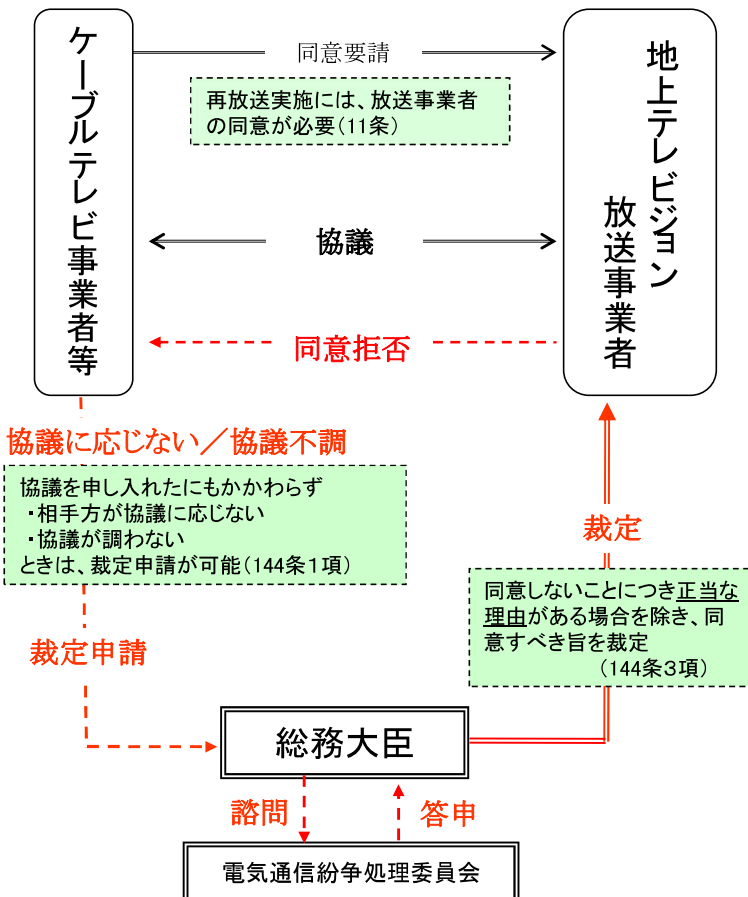
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

➡ **A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある**



3-5 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(*)による「正当な理由」の解釈

- 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - ② 意に反して、異時再放送される場合
 - ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ 良質な再放送が期待できない場合

2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

(その他)

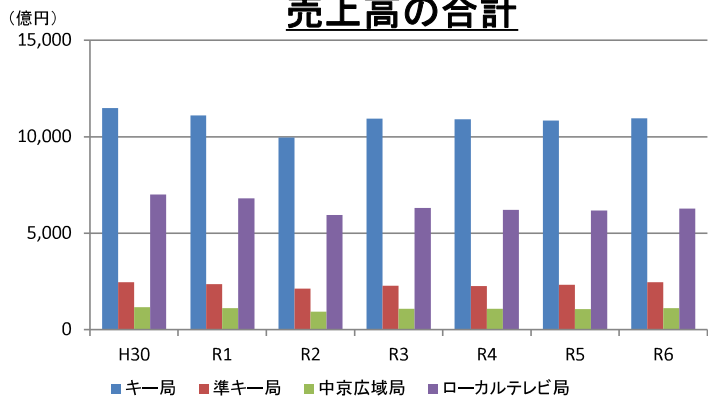
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

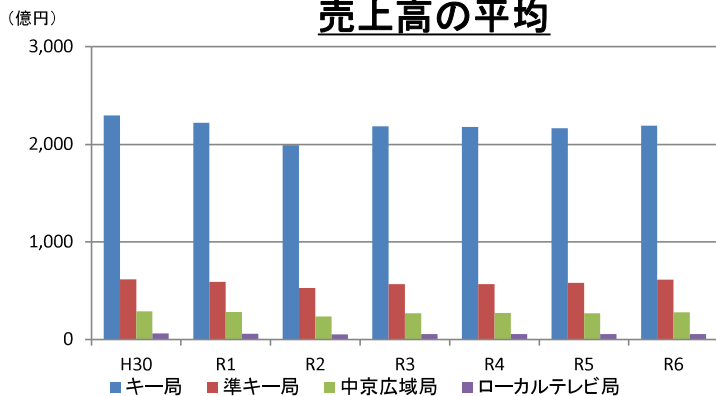
※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

3-6 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位: 億円) ()内は1社平均

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
キー局 (5局)	売上高	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)	10,929(2,186)	10,897(2,179)	10,831(2,166)	10,955(2,191)
	営業損益	733(147)	590(118)	525(105)	926(185)	691(138)	483(97)	439(88)
準キー局 (4局)	売上高	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)	2,275(569)	2,261(565)	2,329(582)	2,448(612)
	営業損益	136(34)	44(11)	53(13)	153(38)	81(20)	67(17)	136(34)
中京広域局 (4局)	売上高	1,160(290)	1,120(280)	934(234)	1,071(268)	1,087(272)	1,068(267)	1,112(278)
	営業損益	88(22)	67(17)	35(9)	113(28)	67(17)	46(12)	68(17)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)	6,304(55)	6,215(55)	6,173(54)	6,280(55)
	営業損益	423(4)	306(3)	166(1)	381(3)	211(2)	185(2)	251(2)

3-7 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和6年度)

● 令和6年度の有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、**ケーブルテレビ事業は減収・増益傾向**となっている。

(金額単位: 百万円、前年度比増減率単位: %)

事業の別	区分	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額		272 (273)	1,519,874	1,325,378	194,495	197,675	133,851
			(-9.46%)	(-10.9%)	(+1.3%)	(+2.7%)	(+1.3%)
うちケーブルテレビ事業			474,027	434,886	39,141		
			(-1.2%)	(-1.5%)	(+2.6%)		

※ 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者272社。

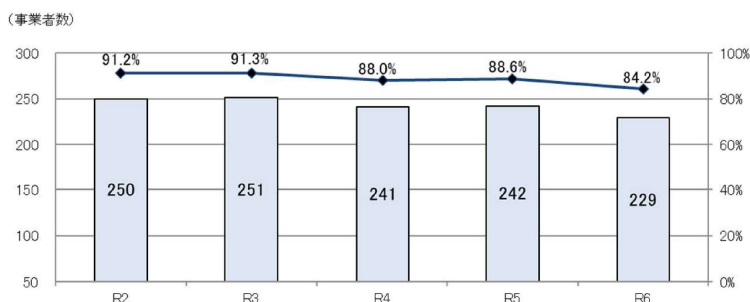
※ この資料は、令和6年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者(同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。)の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。また、事業者数の()内の数は前年度の社数である。

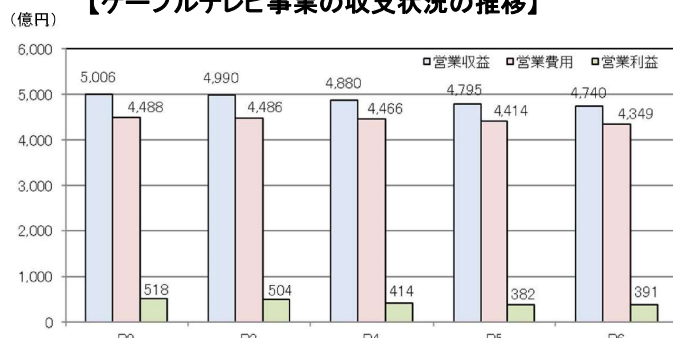
(金額単位: 百万円)

前年度比増減率: %)

【単年度黒字事業者数及び割合の推移】



【ケーブルテレビ事業の収支状況の推移】



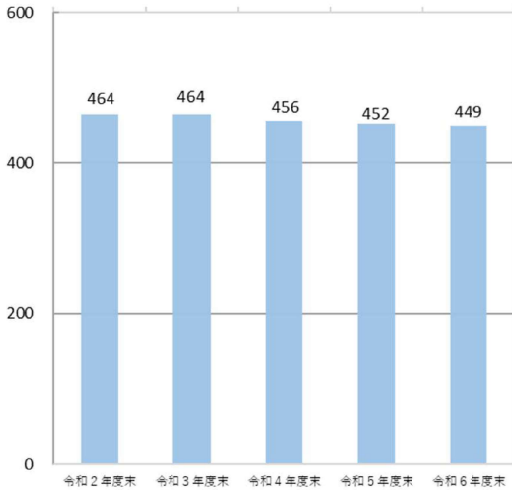
3-8 ケーブルテレビの普及状況(令和6年度)

- ・登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約3,188万世帯、世帯普及率は約52.0%。
- ・有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ449事業者、639設備。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数の推移

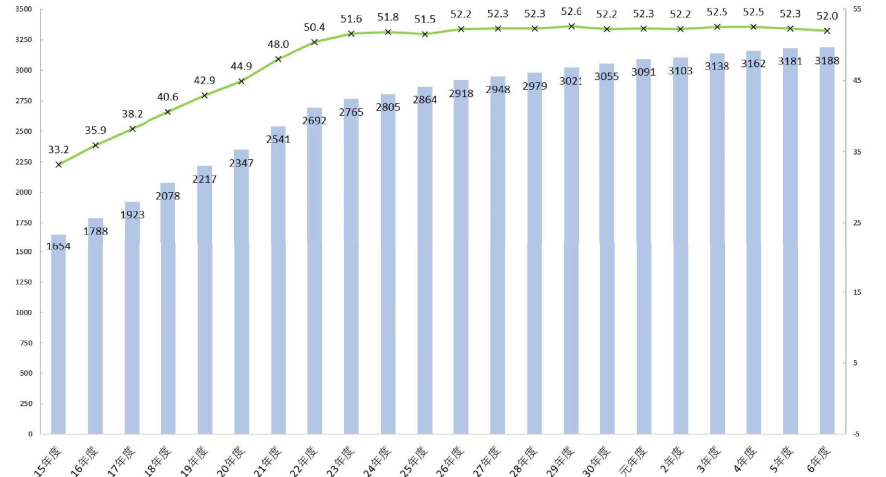
ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

(事業者数)



(万世帯)

(普及率%)



- ※ 最新の普及率は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
- ※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)、平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。